

令和5年6月

中札内村議会定例会会議録

令和5年6月13日（火曜日）

◎出席議員（8名）

1番	船田幸一君	2番	北嶋信昭君
3番	大和田彰子君	4番	木村優子君
5番	福原一斉君	6番	戸水隆君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	森田匡彦君	教育長	上田禎子君
代表監査委員	木村誠君		

◎中札内村長の委任を受けて出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	中道真也君
住民課長	山崎副村長兼務	福祉課長	高桑佐登美君
産業課長	尾野悟里君	施設課長	川尻年和君
総務課参事	山澤康宏君	住民課長補佐	平山直人君

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長	渡辺大輔君
------	-------

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	野原誠司君
------	-------

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	平澤悟君	書記	植松菜々美君
--------	------	----	--------

◎議事日程

日 程 第 1	請願第2号 (委員会報告)	2024年度地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める請願
日 程 第 2	請願第3号 (委員会報告)	2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める請願
日 程 第 3	陳書第1号 (委員会報告)	所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書採択についての陳情
日 程 第 4	意見書案第2号	2024年度地方財政の充実・強化を求める意見書
日 程 第 5	意見書案第3号	2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
日 程 第 6	意見書案第4号	所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書
日 程 第 7	議案第54号	工事請負契約の締結について
日 程 第 8		一般質問

◎開会宣告

○議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年6月中札内村議会定例会を再開いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 請願第2号 2024年度地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める請願

◎日程第2 請願第3号 2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める請願

○議長（中井康雄君） この際、日程第1、請願第2号、2024年度地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める請願、日程第2、請願第3号、2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める請願の2件を一括して議題といたします。

請願第2号、第3号は、総務厚生常任委員会に付託した事件です。

審査が終了し、委員長から報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

大和田総務厚生常任委員長、登壇願います。

（大和田彰子総務厚生常任委員会委員長登壇）

○総務厚生常任委員会委員長（大和田彰子君） 令和5年6月6日開会の定例会において、付託された請願2件の事件について、審査を終了したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

審査終了した付託事件は、請願第2号、2024年度地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める請願及び請願第3号、2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める請願についてであり、審査は6月6日、全委員の出席を得て審査いたしました。

結果は、2件の請願の内容、趣旨は十分理解できるものであり、請願第2号及び第3号は採択と決定しました。

以上、報告いたします。

○議長（中井康雄君） 報告が終わりました。

これから、2件の委員長報告に対して一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

請願第2号の委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

請願第2号、2024年度地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める請願を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり、採択と決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

請願第3号の委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

請願第3号、2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める請願を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり、採択と決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第3 陳情第1号 所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書採択についての陳情

○議長（中井康雄君） 日程第3、陳情第1号、所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書採択についての陳情を議題といたします。

この陳情第1号は、総務厚生常任委員会に付託した事件です。

審査が終了し、委員長から報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

大和田総務厚生常任委員長、登壇願います。

（大和田彰子総務厚生常任委員会委員長登壇）

○総務厚生常任委員会委員長（大和田彰子君） 令和5年6月6日開会の定例会において、付託された陳情1件の事件について、審査を終了したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

審査終了した付託事件は、陳情第1号、所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書採択についての陳情についてであり、審査は6月6日、全委員の出席を得て審査いたしました。

結果は、陳情の内容、趣旨は十分理解できるものであり、陳情第1号は採択と決定しました。

以上、報告いたします。

○議長（中井康雄君） 報告が終わりました。

これから、陳情第1号、委員長報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

陳情第1号の委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

陳情第1号、所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書採択についての陳情を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり、採択と決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

お諮りします。

大和田議員から意見書案第2号、意見書案第3号、意見書案第4号が追加提案されました。

この際、これを日程に追加し、順序の変更をして、ただちに議題にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号、意見書案第3号、意見書案第4号の3件を日程に追加し、順序の変更をして議題にすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時09分

○議長(中井康雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 意見書案第2号 2024年度地方財政の充実・強化を求める意見書

◎日程第5 意見書案第3号 2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

◎日程第6 意見書案第4号 所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書

○議長(中井康雄君) この際、追加日程第4、意見書案第2号、2024年度地方財政の充実・強化を求める意見書、追加日程第5、意見書案第3号、2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書、追加日程第6、意見書案第4号、所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書の3件を一括して議題にいたします。

お諮りします。

この意見書案第2号、意見書案第3号、意見書案第4号の3件は、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号、意見書案第3号、意見書案第4号の3件については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから3件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

意見書案第2号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第2号、2024年度地方財政の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第3号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第3号、2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第4号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第4号、所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第54号 工事請負契約の締結について

○議長（中井康雄君） 追加日程第7、議案第54号、工事請負契約の締結についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、西2線配水管更新工事について、6月12日に指名競争入札を行った結果、落札しました業者と工事請負契約を締結しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 議案第54号、工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー13番、議案関係資料その2、1ページをお開きください。

西2線配水管更新工事であります、工事請負契約の締結について記載をしております。

本工事は、最低制限価格を設定し、7社による指名競争入札を行いました。

落札業者は、株式会社昭和熱器工業で、予定価格7,581万2,000円に対して、7,370万円で、落札率は97.21%であります。

また、2番札は7,458万円であります。

工事の概要につきましては、西2線配水管の一部布設替工事であります。

なお、2ページに工事の位置図を添付しておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第54号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 今回の配水管の更新工事、何とか二度目で落札をされたということで、良かったと思います。

ただ、何か腑に落ちないというか、ちょっと釈然としないなという点もあるのでちょっとお聞きをいたします。

今回、今までは予定価格を上回って不落札となるような場合はあったのですが、今回の工事から最低価格を導入したということで、1回目の入札については、7社全社が、最低価格を下回ったという話を聞いてございます。

そのような中で、今回、予定価格の積算には、村の方としては問題はなかったということでございますけれども、多分、この最低価格を下回る業者が1社か2社程度であれば、その工事を何とかして取りたいということで、頑張った金額を出してくることも思うのですが、7社全社が最低価格を下回るということは、やはりちょっと予定価格の積算において、何か村と業者とで積算の違いがあるのではないのかなというふうにちょっとおっしゃるのかもしれませんが、多分、業者側も道の積算単価あたりを用いて積算して、入札価格を出してきていると思うのですが、その辺、どういう状況なのか。

ちょっと自分としては、7社全社が最低価格を下回るというのはちょっとありえないのではないのかなというふうに思うのですけれども、その辺、村の予定価格の積算と業者の積算について、どのような違いがあるのか。

その辺、どのように理解を、執行者側としては理解されているのか。

もしあれば教えていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） 宮部議員の質問にお答えしたいと思います。

今回の西2線配水管更新工事ということで、予定価格につきましては、北海道単価、しっかり単価を活用する中で設計を行って予定価格を定めております。

ただし、見積もりによる部分も工事の中にはあります。

その中で、業者の見積もりと北海道単価の見積もりの中で、その辺の差が出たのかなというふうに思っているところなのですけれども、基本的には、北海道単価を準用して、しかるべき予定価格を積算している。

そういう状況でございます。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 見積もりでの差があるというようなこともありますし、業者側が在庫を抱えていたというようなこともあるのかもしれませんけれども、それにしても何か全社が下回るということはちょっと普通では考えられないといいたいまいしょうか、疑問に思うところでございます。

今回から最低価格を設定されたわけですが、この最低価格というものが、ある程度幅が決まっているのでしょうかけれども、これが本当にもう50%ぐらいの低い金額であれば、やっぱりこれは本当に責任施工ができるのかということで、かなり不安になると思うのですけれども、工事の種類によっても、予定価格と最低価格の幅があると思うのですけれども、その辺の最低価格の幅の見直しというか、そういったことはできないものなのかどうなのか。

ある程度もう道の方で決められているから、もうその幅に従うしかないのかどうなのか。

その点についてはいかがなものかなというふうに思いますし、あと、今回、1回目不落札となりまして、当初の最低価格と今回の落札額とのその差というのはどのぐらいの金額があったのか。

もし支障がなければ教えていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 今、数字の方の最低価格との差、これは最初に入札をやったときの差がどの程度だったかっていうことでよろしいでしょうか。

それとも、今回、議案として提案させていただいた落札が決まった入札での差。

1回目のときは、あくまでも入札不調でございますので、参加した業者さんにも全て数字は公表してございません。

ですので、落札決定しておりませんので、全ての数字は表には出ないという形になってございます。

言ってみれば、そこで公表してしまえば、当然、最低の価格わかってしまうわけで、その後、例えば、予定価格を積算し直して、つまり、業務の内容の見直しをした上で予定価格を再設定した上でも類推することができてしまいますので、それは表に出さないことにしております。

ですから、その数字はちょっと明らかにはできないかなというふうに思います。

それと、最初のご質問でした何を基準にというお話なのですが、今回、令和５年度の入札からは最低制限価格の導入をいたしました。

この理由としては、ご存知のとおり、ダンピング防止であります。

言ってみれば、通常の価格を度外視してその工事を取りたいと思った業者が、すごい低い金額で入れる。

問題は、宮部議員もおっしゃられていたとおり、そのことによる工事の執行の確保。これが適正にできるのかというところが疑問視されるわけです。

なぜかと言いますと、予定価格の前に設計書、村の方でつくりますし、先ほど、川尻課長の方から説明があったとおり、それぞれ北海道の単価ですとか、そういった類のものは、その年度のある程度人件費だとか物件の価格だとか、そういったものを参考にすべて単価は設定されています。

問題はそれをどういうふうに見るかで価格が違ってくるといことです。

一定の基準で予定価格を設定していますので、ある程度のところについてはその単価を使っていれば、直接工事あたりはその価格の範囲内で積算がどこでもされるのだらうと。

ただ、経費の見方だけは別ですし、その単価を使うことができない、外に出さざるを得ない見積もりというのは、先ほども説明ありましたとおり、それぞれが抱えている業者さんですとか、付き合いのある業者さんから見積もりを取る中で積算をしてくるのだというふうに思います。

その中で努力の幅がどの程度かということになるのだと思います。

最低制限価格につきましては、ある一定の幅ではありますけれども、過大な幅を設定するわけにはいきません。

基本的には北海道が示している最低制限価格の計算方法をもとに、うちの場合については、その基準に基づいて、直接工事費、共通仮設費それぞれの指数を積算して、最低制限価格をはじき出しているということでございます。

ですから、設計の仕方によっては、最低制限価格の取り方が、業者さんも推測はできるものの、ただ、自分のところの見積もりで直接工事費が変われば、当然自分が思う最低制限価格は変わってきますので、今回、土木の工事でこれだけ価格の差があって、全社最低制限価格を下回っていたのですけれども、本来であれば、そのときにダンピングを疑うのかという話になるのかもしれませんが、指名をさせていただいた業者は、十勝管内でほとんどのこの手の工事を請け負っている業者ですし、実施実態が現実問題ありますから、今回については、入札不調に終わった後、設計の内容、本当に若干見直して予定価格も変更して、つまり、最低制限価格も変更した上で再度入札に掛けたということでございます。

ちょっとダンピングかどうかというところの判断は、その判断をしたわけではございませんが、どうしてもその最低制限価格の見積もりを誤ったというところはあるのかなというふうに思うところであります。

国、道を準拠した最低制限価格の設定方法を使っているということでございます。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 比較的公共工事というのは、割高だというふうによく言われるのですけれども、この最低価格が出てきたことによって、本来であれば、少しでも安く工事ができれば本当は行政としても助かるのですけれども、やはりある程度道の方でもある程度その幅が決まっているということであれば仕方がないのかなというふうにも思うのですけれども、自分が思うには、落札率が70%以上であれば、ある程度は責任施工がしても

らえるような落札率ではないのかなというふうにも思うのですけれども、その辺、どうしても幅を変えられないということであれば仕方がないのですけれども、やはりそういったことも、今後やっぱりもう少し考えていってもいいのではないのかなというふうに、自分は思いました。

○議長（中井康雄君） ご意見としてお伺いしたいと思います。

ほかに質疑はございますか。

それでは、これで質疑を終わります。

議案第54号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第54号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 一般質問

○議長（中井康雄君） 追加日程第8、一般質問を行います。

質問、要旨、答弁はそれぞれ簡略明解に願います。

順次、質問を許したいと思います。

通告順により、最初、4番木村議員、お願いいたします。

○4番（木村優子君） 議長よりお許しをいただきましたので、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

村の投票率向上への取組について、ご質問をいたします。

統一地方選挙が4月に実施され、本村におきましては、北海道知事選挙、北海道議会議員選挙、中札内村議会議員選挙が執行されました。

先日の村政執行状況報告でも述べられておりましたが、北海道選挙管理委員会が発表している投票結果によりますと、北海道知事選挙は76.28%から71.41%へと4.87ポイント下降。

道議会議員選挙は、73.89%から70.63%へと3.26ポイントの下降。

また、村議会議員選挙においては、前回84.07%から75.94%へと8.13ポイント下降というように、どの選挙も、選挙が行われた前回の投票率を下回っております。

平成25年と平成29年に執行されました中札内村長選挙においても同様で、88.21%から86.36%、わずか1.8ポイントではございますが、投票率は下がっております。本村での選挙における投票率が近年下落傾向であると認識しております。

特に村長や村議会議員選挙に係る投票率が下がり続けると、選挙結果が民意を反映しているとはいえずらくなり、本村の目指す「協働のまちづくり」を進めていくことが難しくなっていく可能性があります。

投票率の低下については、様々な要因が考えられ、全国的にも若者の政治離れや投票率の低下が懸念されている昨今、行政側と議会側が両輪となって結果を検証し、投票率を上げる

ための方策をとともに考え、講じていく必要があるのではないかと感じることから、次のことについてお伺いいたします。

1 点目、投票率が低下傾向である現状と今後のまちづくりにつきまして、村長のご見解をお伺いします。

2 点目、投票率を向上させるための取組みとして、①年代別投票率の情報公開について、全体や男女別の投票率とともに年代別投票率を公開するお考えはありますでしょうか。

②投票環境の向上として、高齢者、障がい者、交通弱者等の方への対応について、現在のサポート状況と課題、今後の取組みについてお伺いします。

3 番目、若年層の投票率向上の方策として、現在の取組状況と課題、また、今後の方策はどのようにお考えでしょうか。

ご答弁をお願いいたします。

○議長（中井康雄君） 答弁、森田村長、登壇願います。

○村長（森田匡彦君） 投票率の現状と今後のまちづくりに関する私の考え方についてですが、投票率は、その時々々の社会情勢や政治的課題などに伴う有権者の意識が反映されるものであります。

その下落が続いていることについては様々な要因が考えられますが、一番は政治への無関心、ひいては社会への無関心であると考えております。

超少子高齢化を伴いながら人口減少が進み、地球温暖化を含む災害の頻発化・激甚化、資源確保への対応など、リスクが増す一方のわが国の未来を考えたとき、社会への無関心はまちづくりに幅広くマイナスの影響を及ぼすものと危惧しております。

特に若者の政治離れは全国的な課題であり、適切にアプローチしなければ投票率の下落をさらに加速させることになります。

中札内村としても、平成26年度から中札内中学校の協力を得て、3年生を対象とした模擬議会を行い、生徒の皆さんにまちづくりに関わる機会を提供しております。

近年、その内容の充実を図り、議員の皆さまや役場職員に出前授業を担当していただくとともに、できる限り彼らの提言を村政に反映するよう意識しており、実体験を通してまちづくりや政治への関心を持っていただけるよう努めております。

まちづくりへの関心を高めるために最も重要なことは、まちづくりの現状を住民に知ってもらうことにあります。

そして、自分の声が村政に届くと実感してもらうことにあります。

中札内村で今どのようなことが起こっているのかを可視化するため、中札内村としては紙媒体やSNSなどあらゆるメディアを徹底的かつ効果的に活用した情報発信を行うとともに、無作為抽出によるワークショップやホットメールなど様々なツールを用いた情報共有に努めており、今後もこの動きを充実させていく所存であります。

選挙権は、長い歴史を経て私たちが獲得した、自らの幸せを追求するために行使できる大切な権利です。

まちづくりへの住民参画を推進することが、結果として投票率の向上にもつながるものと考えておりますので、今後もまちづくり基本条例の理念を大切にしながら、優しく穏やかな美しい村づくりに全力を傾注してまいります。

なお、選挙に関する事務につきましては、選挙管理委員会が所管し、ご検討をいただいております。

情報公開や投票環境の向上などの具体的な内容につきましては、選挙管理委員会から答弁

いただきます。

○議長（中井康雄君） 選挙管理委員会です。

総務課課長。

○総務課長（中道真也君） 選挙管理委員会の方から答弁をさせていただきます。

年代別投票率の情報公開についてですが、これまでは男女別投票率のみ作成しており、年代別の投票率は事務量が過大となるため作成をしておりませんでした。

しかし、投票率向上のための取組みを考える上で、貴重な資料であると考えますので、今回の第20回統一地方選挙の結果から、年代別、男女別の投票率を作成し、村ホームページや広報などで情報公開していこうと考えております。

投票環境の向上についてですが、高齢者、障がい者、交通弱者等の方への対応については、期日前投票や郵便投票、不在者投票などの制度があり、今後もそういった制度の活用をお願いしたいと考えております。

特に期日前投票については、その利便性と制度の浸透から、投票者数の割合は年々高くなってきており、村の福祉関係サービス利用者等も多く利用されております。

投票日自体は日曜日に設定されますが、期日前投票所は平日や土曜日も開所しており、福祉移送サービスをはじめとした、村の交通サービスも利用しやすいので、期日前投票を積極的に活用いただきたいと思います。

なお、期日前投票については、利用条件や宣誓書の提出などの難しい条件があると思われる方が多くいらっしゃるかと承知しておりますが、現在は宣誓書も簡略化され、利用しやすくなっております。

今後につきましては、投票するための様々な制度について、よりわかりやすく周知に努めてまいります。

若年層の投票率向上の方策についてですが、村で実施している模擬議会などの取組みを通じて、学生のうちから意見の反映過程などを体験してもらうことが大切であると考えています。

また、そういった機会があったことをさまざまな広報媒体を用いて周知することで、生徒だけでなく、ご家族の方々も含めて政治に関心を持っていただければ良いと思っているところです。

さらに、学校で行われている生徒会選挙などの際には、実際に選挙で用いる投票箱の貸出も行っており、小さいことの積み重ねですが、そういった機会を通して、選挙に興味や関心を持ってもらいたいと考えております。

なお、大学生などで遠方にいる方が容易に不在者投票用紙を請求できるよう、マイナンバーカードを用いた投票用紙請求の電子申請ができる仕組みも構築し、今回の第20回統一地方選挙から運用を開始しております。

今後、マイナンバーカード普及に伴い、利用が進むものと考えていますので、投票制度を含め住民周知に努めてまいります。

その他、これを行うことによって確実に投票率を上げることができるといった具体的な方策はまだ見出せておりませんが、若年層の投票率向上については課題であると認識しており、選挙管理委員会としましても、引き続き投票率向上の方策について検討していく必要があると考えております。

○議長（中井康雄君） それでは、再質問お願いいたします。

4番木村議員。

○4番（木村優子君） 村長並びに選挙管理委員会からのご答弁、どうもありがとうございます。

いました。

まず、村長のご見解について、投票率の下落傾向については、社会への無関心、まちづくりへのマイナス影響を及ぼすことにつながるということで危惧されておられること。

また、まちづくりの関心を高めるための重要なポイントとしては、現状を住民の方に知っていただくこと。

また、自分の声が村政に届くと実感していただくことにあるというご見解でございました。

この部分につきましては、私も議員という立場でありますので、住民の皆さまに、議会や議員活動を知っていただくことはもちろん、その活動をご理解いただき関心を高めていただけるよう、議員活動としても、また、議会改革もさらに進めていかなければならないというふうに強く感じているところでございます。

通告書で記載したとおり、行政側と議会側がともに住民の方に政治に関心を持っていただき、まちづくりに関わること、まちのより良き未来をつくっていくためにも、自分の選挙権を行使していただく、イコール投票率を上げて行くための方策を考えていくことが必要であると考えております。

そこで、ご答弁いただいた内容に関して、いくつか再質問をさせていただきます。

まず、年代別投票率の情報公開についてでございますが、年代別の投票率は事務量が過大となるため作成していないかったものの、今回の統一地方選挙の結果から、年代別、男女別の投票率を作成して、村ホームページや広報などで情報公開をしていただけるという前向きなご答弁をいただきました。

有権者の方に現状を知っていただいて、投票への意識付けにつながるかと思いますので、取組んでいただけるのは大変ありがたいことだと思っております。

事務量が過大ということでしたが、その辺りはどのようなシステムになっているのか確認をさせていただきたいと思います。

例えば、投票の際には、パソコンによる受付システムを使っているかなど、投票の際にはそういうふうに思ったのですが、例えば、北海道などに選挙結果等を報告する上で、年代別の報告はされているのか、それとも必要がないのか。

あと、その作業と集計にあたってはどれぐらいの時間を、例えば要するものなのか、確認させていただければと思います。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 選管の事務局ということで答弁させていただきます。

年代別の投票者数というのは、具体的に道選管の方への報告では、そこまで求められておりませんので、年代別にシステムからデータを抽出して、村の選管の方で集計作業をするというものでございます。

時間がかかるというのは、現段階、なかなか選管の事務局も少数で回しているというのも実態ございまして、投票立会人から選挙事務従事者、そういった職員を常時、期日前でも張り付けている状況がございますので、そういった中で、この年代別をやりながらというのはなかなか事務も錯綜する面もございますので、ある程度、節目節目では出せるかもしれませんが、ある程度まとまった段階で集計したいというふうに考えております。

時間はちょっと、定量的にちょっとお答えはできませんけども、1日とか2日とかあれば集計は可能かなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

今までではその集計作業はしたことがないという理解でよろしいですか。
わかりました。

先ほどご説明いただいたみたいに、人的課題とか時間の課題あるかと思いますが、年代別の投票率がわかると、どの年代がやはり投票率が低いであるとか、高いであるとか、具体的なそれに対する対応が取りやすいかなと思いますので、意識付け以上に、その対策について考える上での参考資料として活用していただくためにも、ぜひ、取組み、進めていただければと思います。

よろしくお願いします。

次に、投票環境の向上についてお伺いをいたします。

この質問させていただいた経緯としましては、住民の方の実際のお声をお聞きしております。

私自身が議員活動のご報告などのご挨拶まわりで、高齢者の方のお宅にお伺いした際に、数名の方が足が悪くて杖をついているので、車も運転できずに、投票所に行けそうにないというお話でしたりですとか、一人暮らしで車がないので、歩いていくには距離があるので、例えば、天気が悪いと行けないというお話ですとか、投票所まで足がないために、ご近所の方が日にちを合わせて協力して期日前投票の間に日程を合わせて送迎をされたという方のお話も実際お伺いをしております。

今後、高齢社会の進行とともに、同様なお年寄りが増えていくということは考えられることだと思いますし、当人同士はそのような意識がなくても、例えば、ご近所さんで協力して連れていかれている方も一応有権者で、その方が例えば誰か候補者に関わる方であったりすると、公平性の面からそれはどうなのだというお声もやっぱり聞くこともございます。

なので、行政側として、そういった足を確保するための体制というのを整える必要があるのではないかとこのように考えているところでございます。

今まで選挙に行きたいのだけれども、投票所までの移動手段の確保が難しいのだといったようなご相談が役場に実際寄せられたケースというのはございますでしょうか。

その点について確認をしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 具体的に直接、選挙管理委員会の事務局の方に、投票に行けないというお声は直接はお聞きはしておりません。

ただ、ほかの議員さんから、間接的にはそういった、運転ができないので投票所に行けなくて困っている方が何名かいらっしゃるというのも、上地区、中札内地区含めてお聞きをしております。

私どもの方でちょっと把握していたのは、5、6名の方ははっきり押さえているのですが、移送サービスや何かを使って、期日前投票に来ている方もいらっしゃいましたので、そういった活用もできるということも、まだまだちょっと周知不足の面もございますので、その辺、あと、投票日にしか投票できないって思っている方も多分いらっしゃると思うので、そういった期日前投票という便利な制度もありますので、その辺のところも周知をしていければなというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） 周知の方法、これから積極的にされるということで、今おっしゃったみたいに、選挙とその村の移送サービスを利用するという組み合わせをきちんと考える人が結構少ないのかなと思いました。

村の広報でも、例えば、中札内で利用できる交通サービスというのを一覧にさせていただいて、前回、5月号ですか、広報誌でもご紹介はいただいているのですけれども、途切れ途切れにご紹介するというよりは、選挙の案内も広報に告知はされますので、その際に、例えば、こういった足が例えば確保が難しい、投票に行きづらいという方にはこういうサービスが利用できますよというふうに、併せて案内をすとか、あとは選挙に合わせて、例えば予約の窓口を、これ多分移送サービスとかは全部予約制だと思いますので、予約の窓口をこの期間中、ご相談乗りますよみたいな窓口を一つにまとめて、例えば手配をしてあげるとような方法は考えられないのかというふうにちょっと思ったのですよね。

その辺り、お考えいかがでしょう。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 移送サービス等の予約窓口の一本化ということだったかと思っています。

そちらにつきましては、関係する福祉課の方もちょっと関連しますので、そちらの方とちょっと協議をしまして、どういったのが住民の皆さんに利便性が高まるのか。

その辺も検討した上で、ちょっと協議をしていきたいと思っています。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

よろしくお願いいたします。

移動はできるけれども、投票所に着いてから実際投票用紙に書くまでの移動ですか。

役場に例えば、期日前だと役場に来て投票していただくのですけれども、そういう移送サービスを使ったり、例えば、くるくる号なんかで何とか移動はしてきても、とりあえず移動するのが少し困難であるとか、ずっと立って書くのが大変という方もいらっしゃると思うのですけれども、投票所の方では車いすとか介助の方が待機しているというような、そういった状況、体制は整えられているのでしょうか。

お伺いします。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 期日前投票の投票所の関係でございますけども、そういった記載がなかなかしづらいとかという方のために、記載台も障がい者用の低い記載台も用意していますし、役場の出入口のところに車いす等も常備配置しておりますので、そういったのを利用して対応可能です。

また、書くのがちょっと、書けないという方も代理投票という制度ですね、変わりに書いてあげて、それを確認する職員を配置して投票するというやり方も実施しておりますので、そちらの方の利用についてもできるということで、より広く周知できればなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

期日前投票の利用については、今ご説明していただいたように、ある程度サポート体制がされていて、移送サービスなども併用して、既存のものを利用して何とか投票につなげていただきたいというようなご答弁だったかと思います。

期日前投票の利用については、選挙管理委員会からご提供いただいた資料によりますと、先月4月23日に執行された村議会議員選挙では、有効投票数2,364票に対して1,241票、52%、過半数を超える方が期日前投票を利用されたという結果でして、これ回を重ねるごとに利用が増えていくのかなというふうに思っているのですけれども、期日

前投票の場合は、選挙当日と違いまして、選挙会場が役場会議室にということで1カ所になるわけですね。

例えば、上札内地区周辺にお住まいの方というのは、選挙当日は上札内交流館で投票できますけれども、期日前の場合は役場まで来ていただくということで、遠い距離より足を運んでいただく必要があります。

投票所に対しての範囲が広がるということなのですが、村の移送サービスを利用して選挙に行くというのももちろん大事なのですが、現在、国の方でも移動支援や移動投票所の取組みについては、その経費については、国政選挙においてはほぼ全額が国費で、地方選挙においても、平成28年度から移動支援に係る経費の2分の1が特別交付税措置がされているということになっております。

できれば既存のものプラス、行政側からもうちょっと積極的に働きかけができないかなというふうに個人的には考えているのですが、例えば、移動支援につきまして例を挙げますと、青森県田子町では、自宅と期日前投票所の間を車いすも一緒に乗車できる介護タクシーで送迎する制度を実施してまして、対象者は長時間の自立歩行が難しく、補助の移動手段を持たない選挙人として、年齢や要介護認定者で限定はされませんということで、高齢者や障がい者だけでなく、若年層の怪我をしている方も利用可能として利用負担を行っておりませんという、そういった取組みをされておりましたり、兵庫県の神河町ですと、投票所が、これは統廃合されたから投票所までの距離が離れてしまったという方のために、車いすやストレッチャーを利用している方を限定して、社会福祉協議会が自宅と期日前投票所の間を、車いす搭載可能な車で送迎しているというような取組みをしているところがあります。

こちらは選挙期日前も選挙当日も同じような送迎サービスを行っているところでございます。

移動期日前投票所の取組みに関しましては、今回の統一地方選挙に際して、十勝管内でも道内初めて移動式期日前投票所を採用した自治体がございました。

皆さんご存じかと思いますが、土幌町さんでそういった期日前の移動投票所を導入されております。

こちら、もともと町民の方から選挙になかなか行けないけれども、できれば投票したいのだからということで、実際に昨年の参議院議員選挙のときにご相談があって、それが元で選挙管理委員会さんが検討されて、それを導入することに至ったのですが、例えば、村でもこういった移送サービスですとか移動式期日前投票所を導入するというお考えは、今のところございますでしょうか。

○議長（中井康雄君） 申し訳ございません。休憩をしたいと思います。

11時10分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時08分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

それでは、答弁の方からよろしく願いいたします。

中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 木村議員の方からございました移動支援サービスにプラスアルファする形で投票率を上げる取組みができないかというお話ございました。

選挙管理委員会としましては、まずは既存のある制度の周知をまずしっかりとすることと、まだ十分に制度が住民の皆さんにご理解いただいていない部分ありますので、まずそちらを優先して進めていきたいと考えております。

管内町村で移動投票所の設置等も実施したということで報道でも知っております。

そちらも、なかなか中札内のような小規模自治体ですと、なかなか投票立会人の確保ですとか、投票管理人を確保するだけでも、なかなか今厳しい状況となっております。また、例えば、上札内地区に期日前投票所を設けるとなると、それなりに二重投票にならないようなシステムを構築したりだとか、選挙人名簿の確認とかというのを本部の方とのやり取りをしなければいけないという、なかなか今環境も整っていない状況ですので、まずはそこに行く前に、先ほどお話ありました交通支援の関係だとか、そういったのを住民に十分にご理解いただけるような、まず取組みをしっかりとした上で、将来的に高齢者がたくさん増えて、そういった課題が今の制度だけではちょっとなかなか難しいということがあれば、そういったことも検討の土台に上がってくるのかなというふうに思いますので、今後、まずは今、既存ある制度の中でやれることをしっかりとやっていくというのを優先したいと考えております。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

まずは既存のシステムといいますか、体制を住民の方に知っていただいて、将来的には、もしそれで行き届かないところがあれば、移送支援でしたり、移動期日前投票所の取組みについてもお考えいただくということでご答弁いただきました。

結構、私が知らない方でもそうやって聞いたよという方は周りにいらっしゃいますので、できるだけ村民の方のお声を聴く機会を例えば設けるであるとか、何か相談窓口みたいなものを設けるみたいな形で、より現状がどうなのかというのを情報収集していただいて、前向きにご検討いただければと思います。

次に、若年層の投票率向上の方策についてお伺いをいたします。

村長のご答弁にもありましたけれども、平成26年度から中札内中学校3年生を対象とした模擬議会を行っていただいております。まちづくりに関わる機会の提供や、学生のうちから意見の反映過程を実体験してもらう形を取っているということでございました。

中学校でのこの取組みは、年々拝見していますと、とても充実されておまして、提案される事案についても、実際に村政に反映されているものがあつたり、議員としても大変勉強させていただいている事業かなと思っております。大変有意義なものであると考えております。

同様の取組みは、ほかの自治体でも子ども議会であるとか子ども未来会議という形で実施されておまして、中札内中学校では、1年生から3年生までの3年間を通して、中札内村について知って、まちの課題を自分ごととして捉えてまちづくりに参画する意識を持ってもらうという、そういう目的で取組まれているというふうに、中学校の教頭先生にもお伺いしたのですけれども、提案したことが何らかの形で実現する過程を経験するというので、これが主権者教育につながればいいなというふうに私も考えているところであります。

この取組みについては、村の広報誌もしくは議会広報でも取り上げたりしてしまして、生徒だけでなく家族の方にも含めて政治に関心を持っていただく機会になればということ

でしたけれども、例えば、村の広報誌以外で中学校3年生の方が模擬議会で発言されている模様なんかを、家族の方が実際に見ていただくというような、そういった機会というのはあるのでしょうか。

自治体によっては、模擬議会に参加した方の保護者限定で、Y o u T u b e 上で公開したりしているというような取組みもあるようなのですけれども、中札内中学校に関してはいかがでしょうか。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 模擬議会に参加された生徒さん、それから、父兄の皆さんには、その模擬議会の様子を動画で見れるような形取っておりますので。

ちょっと不特定多数の人に公開というのはなかなかプライバシーの問題もありますので、そちらは控えておりますけども、その範囲で動画が見れるように対応しております。

○議長（中井康雄君） 4 番木村議員。

○4 番（木村優子君） わかりました。

保護者限定で公開されているということで、保護者の方もきっと見て、こういうふうにして関わることができるのだなというふうに興味持っていただけるかと思うのですけれども、例えば、模擬議会において提案した内容が村の施策として反映されているというフィードバックというのは、例えば、生徒さんにはどのようにされているのか。

新3年生だと前年度の先輩たちはこんな質問をして、こういうことが村の施策として実現したよというふうなことを、担当の先生からお伺いする機会もあるかと思うのですけれども、提案したご本人たちは、実際こういうふうにして実現したよというのを何かわかる機会というのはあるのでしょうか。

中学校3年生なので、卒業してしまうので、なかなか難しいかなと思うのですけれども、そういったような何か知る機会というのはあるのでしょうか。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 確かに中学3年生、それが恐らく予算化されて実施に至るときには、当然中学3年生ではなくて高校生になっていると。

ご本人たちはそれぞれ高校に通っている状況だと。

ただ、模擬議会をやった後、それぞれの子どもさんたちがどんな質問をして、それに対して対応するというのは、ちょっとここでこういうことはできませんけど、広報の中では取り扱うようにしていますし、当然、新年度予算組み立てるときには、予算化された3月議会終わった後の4月かな、予算の概要発表や何かするときには、その中学3年生の昨年の模擬議会のときに提案をいただいた案件についてはということも、村長も予算化された事業の説明のときにはそういった一言は付け加えるだとか、そういった努力はするようにはしています。

ただ、個々にはこういうふうにして提案された内容が形になりましたよというところまでは追いかけてはいないのが現状であります。

○議長（中井康雄君） 上田教育長。

○教育長（上田禎子君） 補足ですけれども、今回卒業した高校1年生につきましては、意見が反映されたことを直接、高校生の入学祝金という形で意見が反映されたというのは、高校1年生自身は理解しているというふうに思います。

今後も、先ほど副村長のお話にありましたように、広報等なども通じて、反映された部分については周知していきたいというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） 4 番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

自分が提案したものが実現するってすごく、中札内村のこの取組みだからできているのかなという気もするのですけれども、とても良い事業だと思いますので、今ご答弁いただいたように、できるだけ本人に直接何か伝わる機会であるとか、折を見て、自分たちがまちづくりに実際に関わって施策に反映されているということがわかるような、そういう周知をしていただけるととても良いかなと思いますので、よろしくお願いします。

中学校に関しては、模擬議会という形で体験をするということができるとは思いますが、小学校に関しては、生徒会、児童会などの投票をするときに、例えば、投票箱を貸し出ししたりとかということで、選挙に興味を持っていただくような取組みをされているということでした。

小学校、中学校、多分高等養護学校の方にも同じような形で実施されているのかなと思うのですけれども、3、4年生になりますと、社会科ですかね、地域学習の一環で、村内の施設だったり、役場を見学するような機会がありますので、そういったときに、例えば議場も見学していただくというような形で、何かしらつなげていただくというような取組みもしていただいているのですかね。

できればしていただけたらなと思いますし、自治体さんによっては、6年生の社会の授業などで、私たちの生活と政治という社会の単元で、議場を見学してまちづくりの提案を、模擬議会という形ではないですが、村長さんとか首長さんに向けて提案するという、そういう形を取っているような小学校の取組みもあります。

ですので、できるだけ小さいうちから選挙に行くというところまで、直接つながればいいのですけれども、村長先ほどおっしゃったように、まちづくりに関心をまずは持つていただくという部分で工夫した取組み、していただければと思っています。

あと、若年層の投票率向上で、ちょっとかなり重要なと思うのが、不在者投票制度ですね。

18歳から参政権といいますか、選挙権が今の方たちはあるのですけれども、高校卒業して大学に行ったら、なかなか村に5日間の間に投票に帰ってくるという機会が難しいので、不在者投票という制度をつかって自分のいるまちの選挙管理委員会で投票できるというそういう制度を利用されているという方もいらっしゃると思うのですけれども、ご答弁にありましたように、マイナンバーカードを用いた投票用紙申請の、電子申請ができる仕組みが構築されたということで、今回から運用開始しているということなのだと思いますが、実際これ利用された方がどれぐらいいらっしゃるのかということで確認させていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） マイナンバーカードを活用した不在者投票の実施をされた方の人数ということでのご質問だったかと思います。

直近の地方選に関しましては、要求された方はいらっしゃいませんでした。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） 例えば、オンライン請求ができますよといったような案内を、入場券か何かに同封して、例えばお知らせするような、そういった取組みは例えばされているのかどうか。

その辺はいかがでしょうか。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 今回新たに導入されました不在者投票のオンラインの関係で

すけども、そちらについてはちょっと、印字までには及んでおりませんので、今後は広報誌もそうですし、そういったはがきとかでもできるというような工夫はしていければなどというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 4 番木村議員。

○4 番（木村優子君） わかりました。

私もこの質問に際して、不在者投票だったり郵便投票がどういう方ができるのかというのはちょっと調べさせていただいたのですが、結構制度が、郵便投票だとできる方の対象の制限がかなり厳しいということであったり、不在者投票に関しても、そういうことができるということをまず知らない方が多い。

あとは、そのシステムについて、ちょっと理解するのがなかなか難しい。

特に学生さんだと、いちいち読んでそれを理解して、そして投票に行くという、そこまで結構ハードルが高いのかなというふうに感じました。

札幌市なんかでやっているのはとても簡単な簡易の案内をホームページ上に載せたりとか、あとは対象となる有権者の方に、そういった案内を入れたりとかというふうに工夫されているようなところもございますので、できるだけ若年層の方も選挙に行っていただく、投票していただくというような流れをつくるのにも、選挙制度についてちょっとわかりやすいような、例えば、案内をつくって、その期間中は広報誌に載せたりとか、ホームページに載せたりとか、SNSで発信したりとかというような取組みもしていただけると少し違うかなと思っているのですけれども。

そのほかにも、18歳の例えば誕生日を迎える方に入場券を郵送する際に、自治体によっては、これがあなたの人生で初めて投票できる選挙ですよというような啓発のちらしと一緒に同封して、入場券を送ったりということをされているところもあるようです。

そういった例えば、村で、20歳はまたちょっと20歳を祝う会で、なかなか18歳で成人式という取組みをしている自治体ってなかなかないかなとは思っているのですけれども、主権者教育の一環として、例えば、18歳になった方にそういったご案内を送るだとか、そういった取組みというのは村で何かやられていることはありますでしょうか。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 18歳になられた方の主権者教育といったご質問だったかと思いますが、現段階では特に、18歳ということでの取組みは実施しておりません。

○議長（中井康雄君） 4 番木村議員。

○4 番（木村優子君） わかりました。

ぜひ、可能であれば、そういった取組みにもちょっと目を向けていただければと思います。

自分が1票入れなくても別に何の影響もないやではなくて、やっぱり自分の1票がより良いまちづくりにつながるのだというふうにやっぱり思っていて、投票をしていただくというそこにやっぱりつなげたいと思いますので、その辺り、ちょっと工夫をしていただければと思います。

もう一つ、ちょっとこれは若年層に限ったことではないのですけれども、全国では、選挙割という運動をされているところがあります。

選挙割というのは、運営を担う選挙割学生実施委員会と各地域の主権者の方、あとは、選挙割協会が中心となって、有志で、全国各地域の有志もしくは各企業とともに協力しながら、選挙に行くことに対してポジティブに促えていただくということで、投票後に投票済証明書でありますとか、撮った写真をクーポンの代わりに選挙割の加盟をしている参

加店にそれを出すと、何かしらサービスが受けられる。

例えば、ソフトクリームが半額ですよとか、こういったものが何パーセントオフですよとかという形で、選挙割というのをやっている、そういう活動があるのですね。

これに関しては、いろんな賛否両論あると思います。

物で釣っているみたいに見えるとか、せっかくの自分の選挙権をそういった形で使うというのはどうなのだというような、その1票の重みに関してどう捉えるかというところで、賛否両論の意見がありますけれども、この動きというのは結構広がってきておりまして、不在者投票で自分が登録している地域ではないところで投票しても、そこにある店舗、例えば、使えば、そこでも割引が受けられるというようなサービスがあったりとか、選挙に行こうというきっかけづくりみたいな形で行っている事業なのですけれども。

これは選挙割をやっている協会というところに入って、その参加店に協力していただきながらやるということなのですけれども、例えば、これが村単独でできないのかなというふうにちょっと考えたのですね。

商工会の方とか、村の地域の、例えばお店を利用したりする場合に、そういったサービスを例えば受けれるよとなったときに、お子さん連れの有権者の方が行ったりとか、何かそういった形で選挙にもっと前向きに行こうって思ってもらえるような活動に何とかつながらないかなというふうに、私自身は思っているのですけれども、そういった例えば、事業に関して、ご興味というか、ご関心といいますか、考えられたことはございますでしょうか。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） あくまで選管という立場でしかちょっとお答えできませんけれども、現在そういった割と大きな都市部にあつては、そういった選挙したことによるクーポン券の配布だとか割引制度などを実施しているところがありますけれども、また、木村議員も多分ご存じかと思いますけれども、大きい自治体で、例えば、あの人が投票しているのだけど、この人は投票していないということで、ちょっと差別的というか、プライバシーにまで踏み込んだ制度になっているという一面もあるものですから、ちょっとその辺につきましては、選挙管理委員さんのご意見もいただかなければいけないですけども、ちょっとその辺もありますので、もう少し慎重に対応をしていくべきではないかなというふうなことは考えております。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） わかりました。

私も割引が受けれるから選挙に行こうというその意識付け自体はちょっと、必ずしも良いとは思ってはいないので、先ほどご答弁いただいたみたいに、慎重にさせていただくというのは大事ですけども、できるだけやっぱり、投票とか選挙に関して関心を持っていただくという中の取組みの参考にさせていただければなというふうに思います。

最初の通告書のときにも、例えば、村議会議員選挙の場合、今回約8ポイント、前回に比べて下がってということでご紹介してもらいましたけれども、数的に8%というところとわかりづらいのですけれども、割り返してみると、前回の選挙から250人程度の方が今回選挙に参加していないというような人数になるわけです。

村が大体3,000人ぐらい、有効投票、大体2,800人ぐらいですかね。

今回行ったのは2,400人ぐらいですか。

その中で250人の方が選挙に、何かしら理由はあったのかもしれないのですけれども、行かれていないってかなりのやっぱり人数だなと思います。

私たちが投開票の票数を見比べたときに、250人の人がじゃあ投票に行ったらどうなっていたかって考えると、かなり影響はあると思いますので、もちろん行政側だけではなくて、議員としても取組みはいろいろしていかなければいけないというふうには思っているのですけれども、2年後、令和7年には国政選挙もございますし、中札内村長選挙も日程としては予定されていることと思いますので、できるだけやっぱり自分たちが住むまちの未来をより良いものにするためには、自分ごととして政治に関心を持っていただいて、選挙に参加するという気持ちになっていただけるような工夫や啓発活動、あとは子どものうちから、例えば主権者教育であるとか、投票の意思がある方に投票しやすい環境をつくっていただけるような研究なども、選挙管理委員会さんとも協議しながら、研究しながら、そういった環境整備等にも注力していただいて、投票率を上げていただけるような取組みを今後も期待しております。

私もやっぱり議員として何ができるかを考えて尽力していきたいと思っております。

これで私からの質問を終わらせていただきます。

○議長（中井康雄君） それでは、次に、2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） それでは、許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

鹿による農作物への被害について。

これまで、鹿による農作物の被害については、予算審査、決算審査、一般質問等において、十数年言い続けてきました。

中札内村の基幹産業である農業に対する鹿の被害は、過去は栄地区への被害が主でしたが、近年は南札内やほかの地域にも拡大し、農業被害は拡大し続けています。

また、これからも、鹿、熊、アライグマなどの被害は拡大し続けていくと思われます。

鹿などの農業被害による農業経営に与える影響が深刻化する中、肥料価格、燃料価格等高騰の影響により、農業経営は更に厳しいものになってきています。

村はこれまで、多面的機能支払対策による電牧柵の設置に対する支援、狩猟免許取得費用助成、くくり罠による捕獲、くまドン設置などの対策を講じ、令和5年度には鹿ソニック設置による実証を行うとされております。

このような状況にある中、次の点について伺います。

過去5年間の鹿などによる農作物被害はどれぐらいであったのか。

鹿ソニック設置のほかに、検討している対策があるのか。

鹿以外の有害鳥獣に対して、検討している対策があるのか伺います。

○議長（中井康雄君） 答弁願います。

森田村長、登壇願います。

○村長（森田匡彦君） 鹿による農作物被害について、ご質問の1点目ですが、北海道に報告した平成29年度から令和3年度の過去5年間における中札内村の野生鳥獣による農作物被害のうち、鹿による被害額については、平成29年度で1,810万円、平成30年度で2,460万円、令和元年度2,200万円、令和2年度2,020万円、令和3年度1,930万円となっております。

なお、全体の被害額総計は、平成29年度から順に、1,900万円、2,590万円、2,300万円、2,100万円、そして最後、令和3年度が1,990万円となっており、ほとんどが鹿による被害となっております。

2点目、鹿ソニック設置以外の対策についてですが、鹿については、鳥獣被害防止計画に基づき、駆除による個体数減を対策の柱と考えて、猟友会と連携して駆除を進めているところであります。

これにより、例年200頭前後の鹿の捕獲、駆除を行い、個体数が増加しないよう捕獲圧をかけております。

ただし、駆除は基本的にくくり罠や銃器によるものですので、市街地や民家及び道路に近い場所では実施することができないため、平野部においては直接的な対策とはなりません。

そのため、主な生息地である山間部で駆除を行い、個体数を減少させることで被害総体を減少させるとともに、駆除の及ばない平野部においては、鹿ソニックや電気柵、爆竹などを使って追い払いを行い、山間部に追い返す対策を主体としているところであります。

同様の理由から、鹿が平野部に降りてくる際の走行ルートとなる防風林帯を適正に管理することも有効と考え、例年下刈りを実施しております。

また、栄地区を中心に見られる鹿の集団営巣は、その生態から考えても特殊な例であることから、帯広畜産大学との共同研究の場を設け、その中で地域の課題として対策を研究できないか打診したいと考えております。

3点目、鹿以外の有害鳥獣対策についてですが、鳥獣被害防止計画においては、キツネ、アライグマ、ヒグマ及び鳥類を対象とし、それぞれ箱罠及び銃器による駆除を実施するほか、熊に対してはくまドンによる追い払いの実証実験や、キツネについてはエキノコックス駆虫薬散布により、人やペットへの感染被害を減少させるなど、他の地域に先んじた対策を講じております。

アライグマについても、過去にアライグマ対策講習会を開催し、アライグマを捕獲する箱罠の設置従事者の拡大に努めるなど、頭数の増加傾向に向けた対策を講じているところであります。

また、鳥類被害については、鹿ソニックやくまドンを開発している業者から情報提供を受け、猛禽類の鳴き声を発して追い払いを行う対鳥類音響設備を用いることで、カラス等の被害を防げるのではないかと考え、今後の活用を検討しております。

いずれの対策も鹿同様、駆除による有害個体の減少を基本とし、捕獲以外の副次的な対策として、様々な可能性を検証していく考えであります。

○議長（中井康雄君） 再質問をお願いいたします。

2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） それでは再質問させていただきます。

鹿による農作物被害、これ大体平均の2,000万円前後、これ全体から見ると少ないのかもしれませんが、これ多分栄地区の一部だけの被害だと思うのですよ。

栄地区に一部の被害ということになれば、この1,000万円、2,000万円という金がどれだけの被害だかということをおわかっていただかないと、村全体のという話にはならないと思うのですよ。

こういう質問何回もするのですけども、令和元年の9月の定例会にも質問しました。

その中にいろんなことをしますとか、これから行いますと言うけども、なかなかその通りにしていないのですよ。

それと同じく、鹿が減っておりません。

栄地区にはここに特殊な生態って村長は言っておりますけども、本当に特殊なのです、これ。

南札内はやっぱり日高山脈から鹿が来る。

新札内地区も来るのですけども、今、栄地区に出ている鹿は更別の興南地区のちょっと東側の方ですけども、そこにもかなりの集団がおります。

そこには熊も出るのですけども、中札内は少ないのですけども、被害についての話で言え

ば、これ1地域の数人の話だと思うのですよ。

この被害をやっぱり深く受け止めていただいて、この次のときにいろんな手段が出てくるのですが、とにかくこの被害は、今大変な被害になってくると。

今全体的に言えば、街の中に鹿が出たり、熊が出たり、いろいろ猪が出たりという大変な被害があるのですが、中札内に関してはそんなに街の方には来ていないような気がするのですが、大体平均の2,000万円前後の被害、これを一部の農家だとして村は見ておりますか。

それとも村全体がこういう被害だと考えているのか聞きたいと思います。

○議長（中井康雄君） 平山住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（平山直人君） 被害額についてですが、こちら、議員おっしゃるとおり、栄地区の被害額がということで話が出ているかなと思うのですが、こちら、村全体の被害額というふうに捉えていまして、一部の地域だけではございません。

実際の出し方ですね、被害額の出し方としましては、北海道の指数によりまして、捕獲頭数に基づいて北海道が示す基準によって被害面積、被害金額を推計値として算定、算出しているものでございますので、村全体の捕獲頭数によって算出しているものでございます。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） 今、答弁ありましたけど、村全体と言いながら、村全体を把握しながら、被害額ですけども、大半の栄地区であることは認識できますか、村として。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 栄地区に限定して、その被害額の算定しているかどうかという認識かどうかということであれば、そうではありません。

私が知っているだけでも、西札内地区、新札内南、元大正地区、それぞれの地区でビート等の苗のついでに、食害の被害があること自体は知っておりますし、その地区に住んでおられる農家さんのメンバーには、例えば、農家さんの方にはくくり罠の講習会をやって、その免許を取っていただいたりだとか、そういったことも実態としてはありますから、栄地区に限定してのことではないという認識でございます。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） 全体行くとそうなのですが、主にはやっぱりそういう地区であるということも認識いただいて、やっぱりその辺を対策として考えることを望みたいと思います。

被害に関しては、こういうふうにはずっとやるけども、令和元年の質問には、ハンター確保が大きな課題とあり、他町村との取組みなどを参考にしながら書いてあるのですが、そういうことも後からちょっと話したいと思いますが、いろいろ言っているのですが、現実には結果が見られないというのはかなり多くあると思うのですよ。

ずっとこの問題に対して言ってきたけど、また北嶋同じこと言っているわと言うのだけでも、被害が減らない限りは、やはり村が何とかしていただかないと、これは全然減らないのですよね。

そのことで、被害額に関してはそんなことで、村から言うように、村全体の中で栄地区は一部でないということに対してわかりました。

次に、ソニック設置のほか検討している対策があればということで、村としていろんな駆除の仕方いろいろ考えてあると思うのですよ。

年間に200頭前後の鹿の確保を行っております。

だけでも、地域によっては鹿がさっぱり減っていないと。

そういう対策の中で、どういうふうにしていくかという話になりますけども、主に生息は山間部であるということは間違いないのですけども、冬のいるときと夏のいるときの鹿の生態は違うわけですね。

前にも話しましたが、山間部、さっき言うように、南札内とか川向うの鹿は大体日高山脈から来ます。

多分、今言う更別の地区とか中札内の鹿は、これは違うところから来ているはずなのですよ。

いろんな対策をしていると思うのですけども、まず、どこから駆除していかなくては行けないか。

ここに書いてありますけど、鉄砲とかそういうものは平坦の地で使えないわけですよ。

これを減らすということになれば、冬どこにいるかという生態を調べていかないと、まずまた同じ鹿がこっちに現れるわけですよ。

今から10年前は、栄地区では2頭か3頭の鹿だったのですよ。

今十数頭来ております。

これは子どもが増やして段々、段々増えてきているのですよ。

そういうことを前にも質問しておりますけども、冬、中札内だけでなく、更別、それから大樹を含めながら、その地域でいろんな対策を考えていかないと、なんぼしてもこれは中札内は同じ鹿毎年増えてくるようになるのですよ。

ずっと言い続けています。

その鹿にGPSを付けて、冬どこにいるかを調べて、それが多分大樹なのか更別ののか忠類なのかわかりませんが、近隣町村とそういう検討をしながらやっていくということは、今まで言い続けてきましたけども、村はどこまで検討していただいているか伺いたいと思います。

○議長（中井康雄君） 平山住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（平山直人君） 冬の地域性ですね。

冬の生態ということで話が合ったかなと思うのですが、GPSですね。

GPSの関係なのですが、令和5年度について、先ほど、村長の答弁でも話してはいるのですが、帯広畜産大学との共同研究の場を設けて、その中で話を進めていきたいというふうに、打診していきたいというふうに書いてあるのですが、少し細かく説明させていただきますが、令和5年度、オープンイノベーション促進共同研究事業ということで、帯広畜産大学と小樽商科大学との連携としまして、共同の研究事業を令和5年度に開催する予定です。

そちらで、十勝地域における課題を抽出して、課題解決の手法を検討していくということで、研究テーマを実施していくというふうにしております。

その中で、先ほど議員おっしゃられていたGPSの関係ですとか、あと、まさしく1町村では解決できない課題をそちらの方で協議していくということですので、ほかの地域の課題とかも研究できないかということを、今年、協議の場を設けますので、そちらの方でできるかできないかというのを協議していきたいというふうに考えています。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） GPSってたまたま自分のいろいろあれした結果そうなったのですけども、ここに必ず最後に畜産大学との民間の協力を得ながらって、畜産大学というのはよく出てくるのですけども、この畜産大学のそういういろんな結果を出して、どうい

ふうな対策に持っていつているのかちょっと伺いたいと思います。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 今、住民課の平山の方から答弁させましたけれども、当然その中にはGPSを付けてということの有効性もその課題としては挙げてみたいなというふうに思っています。

単純にハンターさんとこのこと自体を協議してはいませんが、鹿にGPSを付けて、付けるためには捕まえなければならない。

その方法はどうか。

くくり罠等で、つまり死んだ状態で付けたのでは、その後動かないわけですから、当たり前ですが、くくり罠等で一度捕獲したものを、そこに首輪に付けるのかわかりませんが、GPSを付けて放すと。

その鹿が例えば大樹だとか忠類の奥の方だとか、他町村に行ったときに、そこで生息しているからといって、うちの村のハンターがそこを駆除できるかという、そう簡単にはいかないのが実態だと思います。

それを考えますと、それは十勝地区の近隣の町村だけではなくて、つまり十勝だけではなく、鹿がどういうふうに移動をしているかということの生態系を研究する組織による移動形態というか、その辺を調査するために使うようなケースなのではないかなというのが、単純な発想であります。

これは私の発想ですけども。

ただ、GPSを付けることの有効性が、その研究機関によって確保されるのであれば、それはやれることはやらなければならないかなと。

その投げ掛けを今回、畜大さんの方にもしたいなと。

これ、研究課題、テーマとしてどうだというお話を投げかけますから実際それができるかどうかという話では当然ございません。

ですから、有害鳥獣駆除の大学あたりの研究では、畜大もそうなのですが、例えば、酪農学園大学さんとか、そういったところへのテーマとしての研究の投げかけは、一つこれはあるのではないかなというふうには思っているところです。

1回目のこの答弁の中でも書かせていただいたとおり、基本的には頭数調整をしなければ、全体が減らないとその被害も減っていかないということはどうしてもありますから、メインはやっぱり、その捕獲による頭数調整ということになるのだろうというふうに思います。

あとは、鹿ソニックについては、その有効性、村も購入して実証の実験をするというふうに答弁させていただいていますけれども、その検証結果によっては、その両方の効果で、ある程度押さえられるところも出てきてもらいたいというのが、今進めようとしているところでございます。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） 毎回同じ答弁で進歩が一つもないのですが、畑に來ている鹿は猟銃では捕獲できないことはよくわかっております。

今のライフルは性能が良く、10キロメートル飛ぶというぐらいの、マグナム使うとそのぐらい飛ぶとうぐらいの性能がいいわけですよ。

平坦地では鹿を捕獲できない。

今言うように罠しかないのですよね。

そういうことが大変なので、毎年現れるから、その対策をしっかりと組んでくださいとい

うことをずっと言い続けてきているのですよ。

令和元年の答弁も今の答弁も同じなのですよ。

そこからもう一つ踏み込んで、この対策を考えるときに、自分の考えとしては、GPSをして、更別、大樹、忠類なんかと話し合いをしながら、一定の捕獲を考えたらどうですかということを言うけど、ほかの町村とはできないということにはならないと思うのですよ。

更別でもかなり困っております。

おまけに更別は熊も出ているのですよ。

そこも言うておりました。

行政は何もしてくれないと。

今日質問したかったらもうこれ以上あまりしないつもりでいるのですが、今まで言い続けてこうやって同じ質問をして、同じ答弁を返ってくるのではなくて、じゃあこの鹿は減りましたよ、捕獲しましたよと結果がほしいわけですよ、自分は。

自分の一般質問、パフォーマンスではないですから。

実地に向けて結論を出してほしいということを質問しているわけですよ。

これはもう一つ提案ですけども、今、村、畜大、猟友会、いろんなところで相談している言いますけども、現地の人間、それから、議員も今農業関係含めて5人の議員がいます。

その人方とも1回話し合いながら、いろんな意見を聞きながら、そういうものに、対策にもう一度考え直してやっていったらどうですかね。

本当にしつこいようですけど、毎回同じ答弁なのですよ、これ。

柴の鹿はひとつも減っていない。

毎年増えてきていると。

そういう答弁をいただいたのではなくて、こういうふうに来たから減りました、捕獲しました。

確かにハンターは減っております、間違いない。高齢化しながら。

これも全部、次の話にもなるのですけども、言葉だけでなく、結論も出してほしいのですよね。

まずは、どうやったら捕獲できるのか。

提案します。

近隣の町村と話しながら、そういうものをやっていく。

それができなければ、道に何かを話をして、道ででもやってもらえるような形の対策を考えてほしいと。

これ、最初も言いましたけども、1件当たりにしたらとんでもない金になっているわけですよ。

村全体と言いながら、やっぱり鹿通って豆だめになっている人、かなりいます。

今年、南札内地区に関しては、ビートを撒いていると後ろから鹿が来て食べると。

大声上げると飛び上がって逃げていかないと。

ますます被害が受けると。

共済に行けば、共済の仕組みは、畑の何箇所かを抽出して、良いから悪いからでないのですよ。

そうすると、鹿の歩いているところとか、被害あったところは当たらない、共済金当たらないわけなのですよ。

そういうことも含めながら、やっぱり今、農業というのはいろんな、肥料だとか燃料だとか高騰している中において、こういう被害を少しでも減らしていただかなくてはいいな

いというのが今の質問なのですよ。

ですから、本当に言いたかったのは、これ第2、1、2、3あるのですけども。

ですから本当に結果の出る話の中に、畜大とはどんな話しているのかという報告もほしいですし、これからどういうふうに前向きの中において、本当の捕獲としてやっていくには村はどういうふうにやっていくかというもの。

これからでもいいですよ。

とにかく毎回同じ答弁なのですよ。

このほかにもさっきから言うように、予算審議、決算審議の中でも言ってきたし、委員会の中でも言い続けてきております。

平成28年の9月には、産業常任委員から村の中に栄地区の鹿被害においても請願も出しております。

でもこの結果なのですよ。

どうですか。

副村長、今一生懸命答弁してくれるのですけども、これ約束できませんですかね。

やっぱりこういうものを一歩進んで、村として真剣にこれに対して対策を、今まで真剣とは言わないです。

畜大と相談して、ハンターが減ったからでなくて、これの次にどうして対策か。

自分は提案します。

冬住んでいるところの鹿を調べて、近隣町村と合同でそういう対策を考えていくということに対してはいかがなものでしょう。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） その栄の鹿に限定してかどうかはわかりませんが、その冬場の生息地において、それが複数の市町村にまたがるのであれば、道の協力を得て一斉捕獲を実施しているというケースがあるのは知っています。

もうこれは白糖とかそういったところでは、そういう取組みもやっている。

これはヘリを飛ばして上空から鹿を追い立てたりだとか、それを巨大な箱罟を使って追い詰めて、その場合は一気に駆除するのではなくて、言ってみれば、一度それを生かした状態で捕獲をして、それをジビエとして吐き出すだとか、そういったところまでやっているというのも、それもやり方的にはあるのだらうと思います。

なかなか栄の鹿に限定して、例えば、大樹さんとか、幕別忠類地域のところと協力してできないかという話をすればできないというわけではないのかもしれないかもしれません。

ただ、その辺はやっぱり道当たりにも音頭を取ってもらわないと、うちのハンターさんが行って、そこで駆除をするだとか、何らかの罟を仕掛けるだとかというのは、勝手にうちがやるべきことではないので、うち単独ではなく、道の協力なくしてはできないのかなというふうに思います。

G P S だけではないのですけれども、何らかの方策をとというのは、北嶋議員がおっしゃられるだけでなく、僕らもその駆除に取り組んでいる市町村の担当者としても、やっぱり何らかの方策を取りたいのです。

駆除等を進めているということも答弁の中ありましたとおり、その駆除を一切やらなくなったら、当然うちの村にいる鹿はどんどん増えていくということになりますから、それはそれでやった上で、何らかの対策がないかということを検討しなければならないと。

そのためには、課題としてそういう状況があるのだというところを、畜大さんなり、これはこの中にメンバーには酪農学園大学さん入っていませんけれども、そういったとこ

ろにやっぱり研究テーマとして投げ掛けて、何らかの方策、言ってみれば農業被害もそれなりに大きいということがあるので、訴えて、研究テーマとして、課題として認識していただいて、研究していただきたいと。

その研究した場合については当然、それは議会に報告もさせてもらいたいし、実施できる案件に至れば、それは実施できるような取組み、どうやったらできるかというのもやりたいと思います。

あと、農家さん、被害を受けている農家さんに対しては、なかなかそういう声、スパンと役場の方に入ってきているわけではありません。

ですが、農家さんとしても、鹿ソニック単独で導入されているところだとか、多面的に使って導入されたところもあります。

ですから、地域によって、その鹿ソニックが有効性を発揮しているかどうかという検証もこれからということになりますし、当然、そういったところのお話も村として聞き取りながら、自分のところでこれから、今もう買いましたけれども、鹿ソニック、それを貸し出すことで、その対象のエリア広げながら、少し前向きに、本当に全て前向きにはやろうとしているのですが、そういうふうに動いていきたいなというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） 休憩をしたいと思います。

2 番北嶋議員。

○2 番（北嶋信昭君） いろいろ言いましたけども、何とか、結論の出るような形の中の村の鹿被害ないような形の中で進んでいってもらいたいと思います。

それでさっきも言いましたけども、気になる議員もかなりいますので、そういう人方も含めて、村全体の中に、議員、村、それから猟友会、それから畜産大学ですか。

そういう人方ともいろいろ話しながら、前向きの形の中の結果のできるようなあれにしていきたいと思います。

鹿というのは本当に、一部の人しか被害がないので、あまり表に出てこないと思うのですが、やっぱり被害を受けた人というのは、かなり厳しいと思います、経済的に。

そんなことで、もうこんな質問させないように、前向きで実現に向けて進めていってもらいたいと思います。

○議長（中井康雄君） ご意見としてお伺いしたいと思います。

それでは、休憩をしたいと思います。

1 時まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0 時 0 4 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き、会議を開きたいと思います。

午前中、北嶋議員で終わりましたので、それでは午後一番最初に、6 番戸水議員、お願いいたします。

○6 番（戸水隆君） お許しをいただきましたので、初の質問をさせていただきます。

まず、私、農業という現場主義の者でして、そこから上がってきましたので、なかなかこういう場が慣れていませんですし、適切な表現等もなかなか、簡単に言えば口下手ですので、そこら辺もどうかお許しをいただきたいと思います。

私の方から、道の駅の労働環境対策についてということで、村の施設であるということから、お話をさせていただきたいと思います。

道の駅なかさつないの来場者は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少していた時期もありますが、70万人を超える人気スポットであり、お客さまのリピーター率も高い実績を維持されていると思っています。

これは指定管理者である観光協会、村が様々な集客アイデアを発案し、イベント等を開催していることも要因であると考えており、取組みに対して敬意を表するところでもあります。

また、それぞれのテナントのご協力によるリピーターの数も計り知れないものであると推測するところでもあります。

しかし、テナントの労働環境としては、厨房はとても狭く、火を使うこともあり、夏場の高温時には熱中症という危険と隣り合わせの状況にあります。

近年何人かが体調を崩されたということも聞いております。

一部のテナントではエアコンが設置されているようですが、ほとんどのテナントにはエアコンが設置されておらず、厨房や作業場の夏場の労働環境としては劣悪な状況にあり、これは問題であると考えているところでもあります。

また、店内売り場では、毎朝農家が納品した農産物も、特に葉菜類なんかは常温によって午後になってしまえば品質低下を招いていると、そういった状況であります。

これらの状況を踏まえて、現在の状況を働きやすい環境、農産物の高品質維持できるように改善すべきと考え、次の点についてお伺いをしたいと思います。

まず1番、村として状況を把握されているのかお伺いいたします。

2番、村ではこの状況を改善するための対策を何か講じているのかお伺いいたします。

3番、物産販売所花水山、開拓記念館は村の施設であり、村がエアコンを設置すべきと考えますが、その考えがあるのかお伺いいたします。

4番、各テナントが独自にエアコンを設置する際に、設置費用の助成をする考えがあるのかお伺いをいたします。

○議長（中井康雄君） それでは、答弁願います。

森田村長、登壇願います。

○村長（森田匡彦君） 道の駅の夏場の労働環境対策に関するご質問のうち、1点目の状況把握と2点目の改善対策についてですが、道の駅の指定管理者である中札内村観光協会から、昨年、熱中症等により体調を崩された方がいたとの報告を受けております。

しかし、テナント事業者で構成するテナント会と村との定期的な協議の場において、熱中症等の夏場の暑さ対策への要望は寄せられておらず、議論の俎上には上っておりません。

このため、村として具体策の検討はしていない現状となっております。

3点目のエアコン設置に係る村の考え方についてですが、ご質問のとおり、物産販売所花水山や開拓記念館は村の施設であり、建築基準法や消防法等の各種法令、基準に抵触する設備については、設置者として村が設備の設置、修繕を行う必要があると認識しております。

一方、エアコンの設置など、そこで働く従業員等の労働環境の改善に係る措置については、一次的には事業者が行うべきものと考えており、これまでも事業者自らが取り組んでおられます。

4点目の事業者が独自にエアコンを設置する場合の助成についてですが、新たな顧客の確保やサービス向上を図る目的であれば、村のにぎわいづくり起業者等支援事業補助金の対象であり、ご活用いただくことができます。

ただ、先に申し上げました村の考え方から、厨房や従業員が使用するスペースへのエアコ

ン設置については補助の対象外であり、国の同趣旨の助成金制度も同様に補助対象外となっているところであります。

近年は、地球温暖化対策や省エネを含むゼロカーボン対策の視点で、空調設備等の導入に対して補助制度創設の動きが見られるところであります。

こうした環境対策に係る取組みは、村内すべての商工業事業者に関わる課題でもあることから、今後、国や北海道等の動向に注視しつつ、商工会や道の駅テナント会と十分な意見交換等を行いながら、補助制度の必要性やあり方を研究してまいります。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） まず、1番、2番の件ですが、観光協会から、昨年、従業員の体調崩されたという報告を受けていた。

がしかし、テナント会との村との定期的な協議の場では、暑さ対策の要望は上がってこず、村としての具体策の検討はしていないということですね。

ここなのですけども、私はこの話を聞きまして、とても残念だな、理解できないなというところがありまして、観光協会さんから、昨年こういう熱中症で体調崩された方がいるよということも、この時点で把握していますし、後ほど3番目の方でもお話がありましたように、自ら自分でエアコン付けた店舗もあるということで、暑さに耐えられないから付けたのであって、そういった話も恐らく村では把握されていたと思うのです。

ですので、そういった検討のときに、どうして村側からこういうことがありましたよね。

何かしないとならないですねというようなお話もあるべきだったのかなと思います。

また、村長さんもこの件については、店側から直接お話も伺っているかと思います。

できれば、そういった会議のときには、一声二声出していただきたかったなと、そのように思いますけども、これに関してはどうお考えでしょうか。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、私の方からその部分、1点目、2点目の関係について、お答えをさせていただければなというふうに思います。

先ほど、戸水議員からもお話があったとおり、昨年度、熱中症で厨房の調理中に具合を悪くしたという方がいらっしゃるという報告については、観光協会の方からも報告の方をいただいているところでございます。

また、道の駅のテナント会とは、例えば、設備の安全対策ですとか、そういった点で、この間も定期的に打合せをさせていただきまして、例えば、道の駅の改善要望、安全対策に係る改善要望等につきましては、その都度、テナント会との打ち合わせを通じながら、そして改善できるところは改善しているというような取組みを、この間も続けてきているところでございます。

ただ、厨房等に係るエアコンの設置状況につきましては、先ほど、村長答弁の方にもありましたとおり、基本的に労働者の労働環境の改善を図るという部分では、一時的には事業主さんが行うというべきものという認識で、この間もいるところでございまして、実際、例えば、協議の場で、具体的に事業者さんからも、先ほど答弁であったとおり、エアコン設置についての話があったわけでもございませし、逆に先ほどの村の考え方も含めてあるということもございしますので、村の方から、会議の中で、こういったことで働きかけたといいますか、投げ掛けを行ったということは、この間、昨年度以降、会議の中ではそういった取組みはしていないという状況でございます。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） あくまでもテナント側から、そういった暑さ対策についての要望が

挙がってこないから、それ以上進展がなかったということですね。

そこは私もちょっとどうかと思うのですが、なかなか形式ばった会議の場では、なかなかテナント側からしたら発言、要望しづらいというのがあるのは私もわかるのです。

例えば、大勢のお客さんが来る場所で、村の施設を借りる中で商売させてもらって利益も上げている。

同業者からいろんな声もあるだろうけれども、これは村の施設であることから、私は思うのですが、なかなか、何というのですか、更なる要望はちょっと言いづらいなというのがあるのです。

でも実際、1対1で対話すると、いろんな話が出てくるのですね。

これは誰も、自分もそうです。

なかなか大勢いるところでなかなか発言できないけども、いざ実際1対1になったら、ああだこうだといういろんな意見も出るのですが、そういったのも小さな意見を引き出す手段なのかなって。

そういったのも兼ねまして、村側もどんどん歩み寄って行っていただきたいなと思います。

ましてや、そういった大問題ですから、そこら辺についても配慮して、これは本当に村の施設である以上、小さな意見も、どんな意見でも少なからず議論すべきかなと、そのように思いますが、これについてどう思われますか。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） おっしゃるとおり、公式な場では一同に当然テナントの事業者、介しますので、例えば、その場では言いづらいとかという場合もしかしたらあるのかもしれませんが。

我々も当然、様々な機会を通して、テナント事業者さんとは話す機会はもちろん持っていますので、そういった公式の場以外でも、それはもちろん、いろいろな意見がいただければ、事業者さんの意見には耳は傾けていきたいというふうには思っております。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） わかりました。

ぜひ、そういった心配り、歩み寄りを行っていただきたいなと、そのように思います。

次に、3番目なのですが、エアコン空調設備の取付に関しては、各種法令や基準に抵触しない設備なので、一次的に事業者が行うべきだということなのですが、私は村の施設である以上、利用してもらっている以上、丸投げではなくて、歩み寄りといった配慮があってもいいのかなとは思っています。

先ほども言いましたけれども。

ただ、取り付けれというわけではなくて、例えば、設置した場合には、増額した光熱費なんかは払ってくださいねだとか、もしくは、施設利用料を上げさせてくださいねと。

そういった案もあります。

先日、ネット上で自分もこういった件ないかなと思って調べてみたのですが、一つ、賃貸物件のところで一つ見つけたのですが、大家さんの物件に、その中に事務所を構えて商売やられているユーザーさんがいまして、もうどうしても夏が暑いから、大家さんの方でエアコン付けてくれないかという要望があって、これはどうしたら、自分は付けないとならないのか、それともどうなのかというのを弁護士さんに問いかけているのを見まして、答えは大家さん側から付けてあげるという義務はありませんよと。

そういったのはないですと。

でも、それが原因で出て行かれても困りますし、風評も上がるのも良くないと。

できれば、少し歩み寄ったお話をされるべきではないですかという返答です。

そしてまた、取り付けた場合の、じゃあ誰が費用を持つのだということに関しても、100%大家さんが持つのではなくて、お互いで負担しあってやったらどうですかという、そういうのを見たのですけども、これも道の駅に関してもそういうことかなと思います。

村が100%付けてやってくれというのではなくて、テナント側さんとお話をしながら、じゃあここはテナント側さんで負担してくださいねとかって。

そういった話し合いがしていただきたいなと、そのように私は思うのですが、最初この答弁書を見たときに、何か言葉悪いですけども、具体的な検討はしない、自分で付けないさい。

私からすれば、少しちょっと冷たい対応だったのかなと思います。

施設を使っているのではなくて、使わせているといった感じに受け取れるのですが、とにかく丁重な気配りが必要かと思いますが、この件に関してどう思われますか。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 3点目の部分でございますけれども、答弁でお答えさせていただいたとおり、基本的には一次的には事業者が労働環境の改善というのは行うべきだろうというところは一定の部分は持っております。

先ほど、戸水議員もおっしゃっていましたが、こういった労働環境の改善というのは、道の駅に限らず、全ての事業者に関わる問題かなというふうにも思っておりますので、その部分にもおいて、村としてはこの間も、一次的には事業者がという考え方で進めてきているというところでございます。

戸水議員がおっしゃったように、例えば、村が設置して、その分を利用料に転嫁するですとか、かかった分は使用料に上乗せするといった方法ももしかしたらあるのかもしれないですけども、ただ、その場合でも基本的にはテナント会から例えばそういった労働環境対策に係る要望とかが正式にあって、それに基づいて協議していくというのであればあれでしょうけども、今の段階ではまた、ここ何回も言わせていただいているところなのですが、具体的にテナント会の話し合いの場では、こういった問題に対して出てきていないというところもありますので、今、具体的に、じゃあそういうふうに取り進めるということにはならないかもしれないですけども、答弁書の先の4番のところにも最後出てきますけども、当然ほかの制度の活用ですとか、いろいろなところも含めて、商工会あるいはテナント会とは当然今後も十分に話していかなければならないかなという認識ではおります。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） 会議の場ではそういったお話、要望が上がってこないということですけども、実際はそういった現場の切実な声というのは実際ありますから、そこら辺も配慮して、今後、何とか働きやすい環境になるように、村も努力していただきたいと思います、そのように思います。

次に、4番目なのですけども、助成についてなのですが、現状ではないと、ありませんということでもありますけども、新たな顧客の確保やサービス向上を図る目的であれば、にぎわいづくり起業家等支援事業補助金が使えるということですけども、厨房や従業員のスペースには使えないということなのですが、本来ですと、顧客の確保やサービスの向上というものは、実際従業員がすることであって、従業員の努力によって目的を果たすものと私は考えるのです。

ですから、そこもちょっと配慮していただいて、表向きの事業ではなくて、裏方さんた

ちも含めた誰でも手を挙げやすい事業にあるべきなのにしていただきたいなと思います。

よって、国の事業なんかは、当然無理ですけども、村独自の事業なら使いやすいように幅を広げるとか、対象になるように改善の余地があるのかなと私は思うのですけども、これについてどうなのかなと。

お考えを聞きたいと思います。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 従業員の働きやすい労働環境の改善ということになりますと、エアコンの問題、エアコンですとか空調関係のほかにも、例えば、事務所スペースの狭隘の問題ですとか、あるいは、近年だと、例えば、障がいですとか、ちょっと体の不自由な人も働きやすいような環境ですとか、あるいは女性もともに働きやすい環境改善ですとか、そういった形で、職場環境の改善ってかなり幅広くあると思いますので、その中でなかなかエアコンに特化してやるというのは、職場環境の改善、先ほど言ったように本当に幅広いと思いますので、その中で、例えば、補助をする場合にどの視点で補助を行っていくのかというのは、やはり村としてもきちっと事業者さん、あるいは商工会さんとも話ながら、制度を創設する上では、そういったところも必要かなというふうに思っておりますし、先ほど、答弁で村長がお答えしたとおり、近年、空調設備のことだけで言えば、近年は例えば地球温暖化対策ですとか、あるいはゼロカーボン対策の中で、空調関係の取組み、それに対する補助というの、国ですとか、あるいは北海道も含めて、そういう制度を創設し始めているというのも事実でございますので、そういった状況も踏まえながら、そういった補助金の情報提供をしつつ、それでも例えば村で補助が必要かどうかという部分があれば、そこは改めて補助の必要性ですとか、在り方は検討していきたいなというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） お考えはわかるのですけども、私としては、例えば、自分の施設であれば、そこで使っていただいている中で、そういったちょっと不具合があった場合には、これは何とかしなければならぬというのは当然思うわけなのです。

村もなかなか付けるまでにはいけないようなお話、さっきからお話されていますけども、実際どうなのでしょうかね。

皆さんもそういうふうに思われているのでしょうか。

村の施設で商売をやられている方の中で、ちょっと不具合が起きているということは、当然、村側からしても、少しちょっとこれ何か対策しないとだめでないかと思うのは当然かと思えます。

私の考え間違っていないでしょうか。

どう思われますか。

何かどうしても付けられないという何か決めごととか何かそういったものがあるのでしょうかね。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 1回目の答弁のところでも、若干村長の方からも答弁させていただいているのですけれど、言ってみれば、確かに村の施設ではあるけれども、そこで商売をやられている方、これは自分の施設で自分が持っている持ち家でとか、持ち店舗でとか、賃貸でとか、それぞれ事業をやられているわけです。

村としては、もしそういったところに拡大して支援制度を例えばつくるとなれば、やっぱりそれはうちの道の駅に限らない、恐らく補助制度にせざるを得ないのだろうというふ

うに思います。

前段の3点目の質問であれば、村が公共施設を持っている家主としての役割で、そこにエアコンを設置するかどうかという判断は、村が判断すればというのは確かにあるのでしょうけど、助成制度ということになると、そこで事業をやられている事業者さんに対して、助成をすることで労働環境対策をという、そういうそのテナントさんだけの話ではないというふうに思うのです。

それ考えたときに、それぞれ商工だけというわけではきつとないのでしょうけど、例えば、そういう事業所を持たれているところ全てに波及するような空調エアコン設備の導入に対して、その支援制度を設けるよというのが、村単体でやるべきかどうかというのは、ちょっと疑問が残るかなと、逆に。

どうしても拡大してしまう。

村とすれば、やっぱりピンポイントですするというよりは、やっぱり公平性というのはどうしても見てしまうので、一部のところにだけそういう支援制度を盛り込むというのは、なかなかちょっと制度的には厳しいのかなって思います。

ただし、ただしって付けるのもどうかと思いますけど、コロナ対策とかで空調設備だとか、そういったピンポイントで、例えば、あとキャッシュレス、そういったものについては、例えば商工会さんに対して助成をする考え方があるとか、例えば、空調設備やコロナのウイルスをまん延させないためとか。

ただ、これはお客さまの部分も当然含んでいる話なので、一概にそれとも言えないのですが、なかなかその辺の制度づくりというのが難しいかなっていうふうに、ちょっと思います。

はっきりとした答弁にならなくて本当に申し訳ないのですが、村が例えば制度を考えるときにはやっぱりそこまでちょっと考えないと、片方だけ良しで終わるというわけにはやっぱりいきませんので。

そういった考え方に立つと、今の段階では、研究の要素はあるものの、そこにちょっと踏み込めない状況はちょっとあるかなというふうには思っているところであります。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） わかりました。

今のお話でありますと、特定されたものだけ何かをやるということは難しいということですが、自分もそういう言い方になってしまっていますけども、そうではなくて、全体を、いろんな方面から飛びつきやすい補助事業に、そういったものにしていただきたいのと、そういうことです。

ぜひ、そのように検討していただくのと、何回も言いますが、働いている方の切実な声は忘れないでいただきたいのと、そのように思います。

以上なのですが、今回は道の駅に関して発言をさせていただいたのですが、今後は、村内の商工業者、事業者を含めて、それ以外のことにしても、村民に歩み寄りによるコミュニケーションを行政に求めているいただきたいと思います。

そういう志を持って、今後いろんな課題に取り組んでいただきたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（中井康雄君） ご意見としてお伺いしたいと思います。

それでは、戸水議員の一般質問終わらせていただきます。

次に、7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） それでは、4番目の質問をさせていただきます。

村独自の物価高騰対策実施予定はということで、質問させていただきます。

昨年より様々な生活必需品、燃料、ガス、電気料金等が値上がりし、生活費に占める支出が増加傾向にあります。

国、道なども非課税世帯や子育て世帯への支援策はされておりますが、現役世代への支援策は見受けられません。

コロナも減少傾向のなか、今年のゴールデンウィーク時の旅行帰省動向を振り返りますと、「安・近・短」が主流とのことで、コロナが完全に収まっていないこともあるかもしれませんが、物価高騰が影響しているとも言われております。

大手企業では賃上げ傾向ですが、地方の中小零細企業では実施したくてもできないのが現状ではないでしょうか。

令和5年に入っても再値上げや容量が減少される生活必需品も多く、円安傾向は続き、燃料は高止まり、6月からは電気料金も20%程値上がりするなか、村としても現役世代も含め独自の生活支援をされる考えはないか伺います。

○議長（中井康雄君） 答弁願います。

森田村長、登壇願います。

○村長（森田匡彦君） 我が国の経済状況は、新型コロナウイルス感染症の5類移行などにより、経済活動の正常化が進み、緩やかに回復の兆しを見せております。

一方で、ロシアのウクライナ侵攻による原油価格等の高騰や新興国の経済発展に伴う資材等の争奪戦、円安による輸入物価の上昇、地球温暖化による干ばつ等の農業被害の影響を受け、エネルギーや食料品をはじめとする消費者物価の上昇基調が続いております。

社会情勢の急激な変化に伴い、厳しさを増した生活環境に対処するため、国や道による様々な支援策が展開されてきましたが、本村においても交付金や自主財源を活用し、徹底的な情報収集と将来展望の分析に努めながら、困窮度や費用対効果を重視した各種対策を実施してまいりました。

肥料や飼料を含めた物資、エネルギーなどの価格高騰に配慮し、基幹産業農業に対する1億5,000万円規模の支援をはじめ、経営が厳しさを増した運送業者に対しても支援金を給付いたしました。

また、住民の暮らしの安定化策としては、最も物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯への支援に注力することとし、大学生にまで対象を広げた給付金支給などに取組んできたところであります。

ご質問にあるとおり、令和5年度にあっても食料等の物価高の傾向に変化がなく、6月から電気料金の値上げが加わる現状を鑑み、国の地方創生臨時交付金を財源として確保できたことから、少子化ストップ元年を謳う今年度の新たな独自策として、子育て世帯への支援を重ねて行うこととしました。

今定例会で予算を可決していただきましたが、18歳未満のお子さんを養育する世帯ごとに3万円を給付いたします。

また、前年度からの継続となりますが、食材仕入れ額の増加分を反映させずに学校給食費を据え置く措置も実施しております。

実質賃金が13カ月連続でマイナスとなるなど、賃上げを物価上昇が上回る厳しい状況が続いており、今後も住民生活を取り巻く環境は楽観できません。

引き続き国内外の情勢を注視しながら、住民福祉の増進に寄与する村政運営に努めてまいります。

○議長（中井康雄君） 再質問願います。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 今の答弁聞いておりまして、基幹産業の農業や運送事業者等への支援につきましては、村独自の手厚い上乘せ支援については深く感謝を申し上げるところでございます。

また、物価高騰の負担が大きい子育て世帯や大学生への独自支援策についても、議会としても承認し可決されたことでありますので、理解をしているところでございます。

私は昨年9月の定例会の中でも、一般質問させていただきました。

今回と同じような生活物価、生産資材高騰対策について質問させていただいたところでございます。

そのときに、生産資材高騰対策につきましては、国や道などの動向を注視しながら、農協との連携を密にして、情報を精査して村として基幹産業の持続性を支える政策支援策を検討しますとの答弁がございました。

その後、先に述べましたように、村独自の飼料高騰対策、これは12月議会ですか。

あと、燃油高騰対策、また、大学生への支援なども12月に可決されたと思います。

そしてまた、肥料高騰対策につきましては、今年の3月の定例会予算の中で、大変多くの金額をまちづくり特別支援事業として1億100万円ほど、食と農業振興基金を取り崩しての支援ということで、大変農業者にとっても大きな支援になるのではないのかなというふうに思っております。

その9月の質問の中で、もう1点質問させていただきました。

それにつきましては、全世帯向けの物価高騰対策についても質問させていただいたわけでございますけれども、それについては、あまり前向きな答弁はいただけなかったように思っております。

そのときの答弁では、物価高騰は長期化が見込まれるので、今後も国内外の社会情勢を注視し、国及び道の動向を見極めながら、住民生活への支援のあり方を研究してまいりますというような答弁でございました。

しかし、今現在もそうですけれども、昨年辺りから非常に多くの物が値上がりをしてきている現状でございます。

これだけ多くの生活必需品、燃料やらガス、また、電気代が高騰、長期化している現状の中で、やっぱり私は非課税世帯の方、もしくは子育て世帯の方だけではなくて、やっぱり全世帯もしくは全村民に対する何か支援策というものも考えてもいいのではないかなというふうに思うのですけれども、その点についてどのようにお考えになっておられるかをお聞きしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 基本的に答弁の方向性としては、9月の一般質問にお答えしたとおり、確かそのときも、例えば、水道料のお話も確か出ていたかと思いますし、ただ、全世帯、全住民、大きく言えば全国民に波及するような施策。

これは思い出せば、コロナが始まったその年度の12月、国が全世帯向け、確か10万円の給付。

それを悪く言うつもりははっきり言ってないのです。

いろんな考え方がありますから。

ただ、村が、村の独自の財源を使って、その行為を行うことが、この先も続けることができるかという、それはやっぱり否だと思います。

そういう面でいけば、やっぱり今必要経費がやっぱり多くかかるところ、世帯、かつ所得が少なく住民税非課税となられているところ。

それをちょっと拡大してっていうのは村単独でも、今回も加えましたけれども、そういったところにやっぱり重きを、重点的に支援をするという、1回目の答弁の中でもありましたとおり、令和5年度の予算が少子化ストップ元年だということもあるので、18歳という限定ではありますけれども、子育て世帯の場合については、所得があっても子どもさんが上の学校に通ったりだとか、そういった部分でいけば、いろんな面で支出が増えると。

そのことも含めてそういったところに重点的に支援をしていこうという考えから、今回、そういった方向付けにしたところであります。

今後、電気料金の値上がりだとかっていうのは全世帯に影響する、ほとんどの世帯に影響するのでしょうけれども、こういった部分の施策については、軽減措置も含めてやっぱり国ベースなり大きな部分での支援ではないのかなというふうに思います。

言ってみれば電気料金の抑制がうちの村単体でできるのであれば、もしできるのであれば、それはそういうふうにある得のかもしれないかもしれませんが、それが叶わないということになれば、それをずっと続けるわけではないことができない施策というふうに思えば、やっぱり必要なところに支援をするというのが、やっぱり良いのかなと、そういう考え方でありまして、全世帯村民に対するということについては、村としては今のところ方向性は持っていないということでございます。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 答弁を聞いておりまして、多分、全世帯やら村民に対しての支援はあまり考えておられないのだろうなというふうには感じておりました。

しかし、昨年辺りから、非常に本当に様々なものが値上がりしてきております。

帝国データバンクあたりの情報によりますと、昨年だけでもやっぱり2万点以上の食料品等が値上がりしている。

そしてまた、値上げ率は平均14%となる記録的な値上げであるということも謳っております。

やっぱりこういった値上げが相次いだ背景には、食材原料価格の高騰ですとか、円安による輸入コストの増加、原油高や物流費の高騰、包装資材等の価格上昇等があると思います。

今年2023年に入ってから、やはりまだ値上げの物価の上昇は続いております。

今年に入ってもやっぱり7,000品目以上が値上げを予定していると。

加工食品だけではなくて、アルコール類等も値上がりもしていると、そういった状況だということでございます。

そしてまた、データバンクの試算では、食品の値上げによって、2022年の1世帯当たりの家計負担額は、1カ月当たり平均で5,700円ほどになっていると。

年間でいくと6万8,700円ほど増加しているということでございます。

多分、これは食品だけの試算だということで書かれておりましたので、それに燃料や電気、ガス、飲食なども入れると、多分10万円は超えてくるのではないのかなと。

特に北海道、今年の冬あたり、かなりオール電化の方々の電気代というのはかなり高かったのではないかなというふうに思いますし、灯油などもかなり値上げしていましたので、北海道の人たちにとっては大きな負担になったのではないかなというふうに考えております。

またそれと、燃料等も、今現在国からの元売りへの支援があるので、何とかこのぐらい

の価格なのかもしれませんが、これが9月ぐらいで切れるのかな。

段々と徐々に支援金額が減っていくということで、それとまた、円も今、一時130円ぐらいまで行きましたが、また、今140円ぐらいですか。

ということでやっぱり円安傾向ということもございますので、燃料もやはりなかなか下がっていくことはないのではないのか。

さらに上がるのではないかなというような予想もございます。

そんな中で、子育て世帯ですとか、収入の方々への支援を重点的にと、そこは当然だと私も思います。

しかしやっぱり一般の世帯といいましょうか、世帯もいろいろな世帯があると思います。

本当に単身で住まわれている方もいるでしょうし、若い世代で給与のまだあまり高くないような方々もいるでしょうし、一つの世帯で人数の多い世帯もいるということで、それぞれ皆さんやっぱり、物価上昇というのはかなり堪えてきているのではないかなというふうに思います。

そしてまた、節約しながら乗り越えてきているのではないかなというふうに思うのですよね。

ある程度、給料の高いというか、収入の多い方にとってみれば、多少家計の支出が増えたかなという程度で済んでおられる方もいるかと思いますが、やっぱり多くの村民の皆さん方の中では、やっぱりこの物価高騰に対して、うちの村も何とか何か支援してくれよというような声も、私は今回、議員の選挙がありまして、そのときに多くの後援会の皆さん方からもそういった声も聞きましたし、街場あたりを回っていても、やっぱりうちの村は非課税世帯と子育て世帯だけの支援なのですかと。

やっぱり私たち、そういった普通の世帯にも何か支援策というのはなされないのですかというような声も結構聞きました。

先ほどの副村長の答弁では、あまりそういった現役世代、一般世帯への支援というのは考えていないということでございましたけれども、やはりもうちょっと今の現状見た中で、私は何か村独自の支援策があってもいいのではないかなというふうに思いますけど、再度お伺いをいたします。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 全く給付型のという点では、先ほどの答弁のと通りの考え方なのです。

ただ、これから、今の時点で年末に向けてというのはちょっと変な感じですけど、例えば、これまでも取組んできた消費喚起と経済的な支援も合わせたプレミアム商品券というのは、一つの施策にはなるのではないかなというふうに、ちょっと考えてはいます。

ただ、これ、今の現状から、従前、コロナが蔓延する前ですと、商工会さんの中で論議があって、お盆明けて、年末の消費喚起のその間の消費喚起の意味で、そのプレミアム商品券の発行に対して、プレミアムへの村の補助というの要請があつてという形だったのですけれども、ある程度、今物価高騰のこともありますので、それは事業者さん、商工業者さんも同じでしょうから、そういう面では、経済回復の一翼分も担えればという思いも込めて、村の方からそういった打診をするというのも一つの方法としてはあるかなというふうには思っています。

ちょっと給付型のところは考えていませんけれど、そういった部分でいけばあり得る施策かなと。

これは確定しているわけではございませんし、事前に商工会さんと打合せをしているこ

とでもありませんから、絶対、確定的に言えるわけではありませんし、ただ、そういう考え方も、村の方からアクションを起こすという方法もちょっとあるかなというところはちょっと思っているところでございます。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 今、副村長からプレミアム商品券という案も一つ出されました。

私、昨年の9月のときにもちょっとその点についてお話をさせていただいたのですが、昨年も夏場ごろかな、前に40%のプレミアム商品券を発行されました。

あのとき2,300組だか販売して、中札内村の世帯が約1,930だか40世帯ぐらいあるわけですが、そのうちの53%ぐらいの世帯の方しか、そのプレミアム商品券を購入されていないというデータをいただきまして、やっぱりそれを買われた方にとってはかなり大きなメリットがあると思うのですよね。

確かあのとき1万円で1万4,000円分ぐらい買えるのですからかなりの大きなメリットあると思います。

しかしやっぱり、53%ぐらいですから、やっぱりある程度1世帯の中で数名の家族の名前を取って、まとめて買われている方も多いのかなというふうに思いますけども、なかなかやっぱり単身者で若い方々、給与のあまり高くない方々にとっては、なかなか1万円をボンと出してその商品券を買うかといったら、そんなに買われていた方はいないのではないのかなというような予想もしているのですけれども、そういうこともあって、それであれば、買った方についてはメリットあるけれども、やっぱり買われていない方もかなりいるということで、果たしてそのプレミアム商品券もどうなのかな。

確かに、村内事業者にもお金も回りますので、良いことだとは思いますが、しかしそれではやっぱりちょっと、あまり多くの皆さん、世帯には行きわたらないのではないのかなという気がします。

その点についてはいかがでしょうか。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 何回も申し上げますけれども、基本的に村のその方向性としては、全世帯、全村民に対する給付ということに重きを置いているわけではないということです。

ですから、言ってみれば、そうやって薄撒きすること自体どうなのだろうと。

その支援が本当に支援を受けた形になるかと思ってもらえるかっていうところなのです。

そういう面でいけば、プレミアム商品券、現金のある人だけがそれを買えるのかだとか、そういう論点ではなく、できるだけ支援を受けないで終わってしまう人を減らしていくという面では、所得のある人は買っていて、経済的な効果も得てもらうという、波及してもらうという考え方も一つの方向としてはある。

できるだけそういった恩恵、恩恵と一概にはちょっと言えないかもしれませんが、言ってみれば買わない選択肢をプレミアム商品券について買わないということを選択した方にまで、例えば、支援金を薄撒きで配ったりだとかということではなくて、買うことで経済も回していこうという思いの方に対してプレミアムを付けるという意味なので。

言ってみれば、そのことが、先ほど言われた非課税の世帯だとか子育て世帯、その狭間になっているところにも恩恵は渡らせることはできるのではないかということから、プレミアム商品券という考え方に立ったわけであります。

基本的には全世帯に恩恵をというところまでは、やっぱり踏み込めないというのが村の考え方ということでございます。

○議長（中井康雄君） 休憩をしたいと思います。

2時10分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時07分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き、会議を開きたいと思います。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 先ほどの副村長から出されたプレミアム商品券については、一つの例というか、案ということで出されましたので、その点については深追いはいたしません。

ただ、プレミアム商品券もやはり村でのお金の循環、また、住民の皆さん方にとってもやっぱりそういった購入された方については、かなりのメリットもございますので、また年末等に向けても考えていっていただけるのであれば、それも一つの方法かなというふうに思っております。

最近、私これを一般質問に出したのが5月の末かな。

29日ぐらいに出したのですが、その後、管内の市もそうですし、幾つかの町で水道基本料金の数カ月間免除というような、多分、今回出された市と町については、令和4年度にも1回やって、再度また、今度令和5年度にも再び4カ月ほどの基本料金の免除という案を出されたところもございます。

やっぱりそういったことをやっぱりうちの村の住民の皆さん方もやっぱり結構そういったところは見ているのですよね。

なんでうちの村は本当に、先にも言いましたように、収入の少ない方、子育て世帯だけなのだという方も、結構私、先ほども言いましたけども、選挙で回ったときなども聞きました。

やっぱりそういった、皆さん結構やっぱり支出が増えていると思いますので、節約はしながらやっていると思いますけれども、何らかの支援はあってもいいのではないのかというような声も私は結構聞かされました。

冒頭で全世帯やら全村民への支援は考えていないということを言われたので、なかなか言いづらいのですが、でも私はやっぱり、そういった水道の基本料金の免除、これ辺りというのはやっぱり、住民の皆さん方にとっても、申請も何もしなくて済むのでしようし、村の方である程度引き落とさなければいいというか、システムの若干の改修は必要なのかもしれませんけれども、意外と経費も掛けないでできる一つの方策ではないのかなというふうに思うのですけれども。

その辺、私だけなのか、結構私も今回、後援会の皆さん方からも、私の後援会、農村部なので農家の方が多いのですけれども、肥料やら飼料等の対策についてはやってくれたけれども、やっぱりそれはある程度事業の経費ということで、非常に助かることではあるということで、私も村もかなり厳しい財政の中で、財源を見つけ出してやってくれたのだよということは説明をさせていただいたところでございます。

しかしやっぱり、いろいろな様々な食料品ですとか、燃料、電気等も高騰している中で、やっぱりそういった生活支援についても、村としても何か取組んでほしいという声も結構

聞きました。

そんな中で、やっぱりそういった全世帯、全村民への支援というのは考える余地がないのかどうかわかりませんが、私はちょっと今の現状のこういった高騰の中では、何かあってもいいのではないのかなと。

多分、ちょっとオイルショックのときのことは、ちょっともう大分忘れてしまっただったのかわかりませんが、これだけ多くの本当に物が一気に上がったということは、ちょっと今までなかったのではないのかなというふうに思いますので、やはりその辺、村の執行者の皆さん方の方にも、住民の方からそういった声が届いていないのかなのか。

その辺は村長あたりどのように考えておりますか。

お聞きしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） 宮部議員からの、以前ご質問いただいたときにも答えたかと思うのですが、そもそも何でしょう、税金というのは払っている人全員に還付するために集めているそういう趣旨のものではなくて、そもそも税金というのは、困っている人が最低限の文化的な暮らしを営めるように、それをみんなで互助的に支える、そのシステムが税金だというふうに考えております。

なので、すごく健康体な人は毎月多額の健康保険料も払いますが、全く恩恵はないわけで、そういった意味で、税金をどう使うのかというのはすごく重要で、これは全員にいわゆる薄く広く給付金的なものを給付したり、水道料金みたいなものをやるというのは、非常にやりやすいですし、一瞬不満は薄まるようなところがありますけれども、長期的なスパンでこの政策についての評価をするときに、果たしてそれに値する福祉施策なのかというと、これは正直言うと甚だ疑問に感じるところです。

なので、例えば、本当に中札内村民が本当に生活していくのも大変だという方が、多くの方、子育て世代だけではなくて低所得の方だけではなくて、全村民がそのような窮地に立たされたときは、これは躊躇なく村として対策を打つべきだというふうに思います。

それは生きていくために。

村民の暮らしを守るために打つべきだと思うのですが、生活が苦しく感じるから、全員に何らかのリターンを欲しいということに対応することが本当の村づくり、財政運営上の正しい選択なのかというと、これは多に疑問があるところであります。

先ほど、副村長からも答弁ありましたとおり、新型コロナウイルス対策の特別給付金、もれなく10万円給付ありましたが、あれは本当に正しい政策であったのか。

もっと苦しいところにその財源を振り向けるべきではなかったのか。

たくさんの事業者が今回のコロナで倒産、店を閉めたという方がものすごい数がいるのですが、そういったことは意外と顧みられずに、さらに言えばその10万円の給付も、我々今どの程度助かったというふうに思っているのか。

というふうに考えると、やはり限られた財源をどう使うのかというのは、これは慎重に考えるべきで、この物価高のトレンドというのは、物価高はどこかで頭打ちにはなるかと思いますが、これまでの日本社会が異常なほどのデフレで安い生活ができる社会が異常なのであって、これは世界的なトレンドで見ると、実は日本の場合は賃金が追いついていませんけれども、安すぎた。

我々はこの状況を見て、我々自身のマインドチェンジをして行動変容して、生活に合わせていかなければいけないという現実もあるわけです。

ただ、我々が今回、より困窮しているであろう方に給付するというのは、その努力もなかなか大変なところにやはりしっかり、ライフスタイルを変えていく、変えられないような、子どもの数とかがいたり、収入が本当にない方の場合はどうしようもないわけなので、そういった方にやっぱりしっかり貴重な財源を投じて前向きに暮らしていただくというのが、これがやっぱり持続的なまちづくりではないかなというふうに思います。

確かに人気取りで、水道料金を下げたり、これは水道料金を下げている自治体が人気取りでやっているという意味ではないのですけれども、我々がやっていることを、ほかの水道料金を下げているところ、大きな町なんかは逆にできないわけなのですよね。

子育て世帯に向けて、より支援の厚みを持たせるというのは逆に大きな人口抱えているところでは難しいわけです。

だから、比較的薄く財源的にもできるようなそういった対策という面もあるのではないかなというふうに思っております。

なので、やはり村政預かる以上は、長期的に見て、この物価高のトレンド、では今後どうなっていくのか。

そのことを踏まえた中で、一過性の何となく得した、何となく良かったと思うような政策ではなくて、やはり村民全体の幸せを考えた中で、どう財政的な運用をしていくのかというのを考えていかなければいけないというのが、中札内村の考えであります。

ただ、先ほど、最初の答弁でも申し上げましたとおり、今の厳しいトレンドというのは十分認識しておりますし、これが本当に想像を絶するような状況に陥った場合は、これは本当に全く躊躇なく手を打たなければいけないというのは考えております。

現状では、何となく得するような政策に貴重な財源を投じるのは、中札内村としては得策ではないというのが、村長としての考えであります。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） なかなかかみ合うことはないのかなと思いますけれども、先ほどおっしゃっていましたように、前の国からの10万円の給付金ですか、あれについては、物価が上がる前の給付金ですよね。

結果的にはかなり貯蓄の方へ回ってしまったというようなことも言われていますけれども、あのときの10万円と、また今回のこの物価高騰とはちょっとまた違うのではないかなというふうに自分は思うのですよね。

確かに、今回やっぱり税金を払っていただいているサラリーマンの方ですとか、いろんな世帯の方がいるわけですが、やっぱりかなり高騰については、困窮するまではしていないかもしれませんが、やっぱり結構皆さんその分節約もされていると思うのですよ。

道の駅やら商工会のところの卵の自販機ですか、あれ辺りもすぐ入れれば売り切れてしまうようなことで、やっぱり皆さん少しでも安いものを購入したいですとか、安い店行って買うですとか、今までそれまで買っていたものを少し減らそうとか、やっぱり皆さんそれぞれ努力をされていると思うのですよね。

子育て世帯辺りについては、村からの今回独自に支援をしていますけれども、やっぱり国や道からもいろんな支援もあるわけですよ。

道も今回、あれ、米と牛乳で8,000円ぐらいですか。

そういったものも配られたりもしていますけれども、やっぱりそれ以外の子どもさんたちがいない世帯の皆さん方もやっぱりそういうのを見ると、なぜそこだけなのだというような形になってしまうと思うのですよね。

だから、給付型ではなくて、水道の基本料金の免除というのは給付型になるのかな。

ちょっとその辺わからないのですけれども、それあたりというのはやっぱり、一番手っ取り早く全体に行き渡る施策だと思いますし、一部井戸の方もいますけども、そういった方はまた別な形での支援というのもあると思うのですけれども、やっぱりこれだけの本当に急激な多くのものの値上がりというのは、多分、そんなに多くの方が経験したことのないことだと思いますし、近いうちにこれが価格やら燃料やら下がっていくという見通しがあるのであれば、そんな何もしなくてもいいとは思っているのですけれども、やっぱりほかの町村でもやっぱりそういった多くの方々が困ってきているということで、水道の基本料金あたり、1回だけではなくて、2回も年度またいでやってきているようなことではないのかなというふうに思うのですよね。

ですからやっぱり私ももう少しその辺考えていただきたいなというふうに思うのですけれども、再度伺いたいします。

○議長（中井康雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） 答弁内容としては全く同じ答弁になります。

ただ、防衛手段としては、プレミアム商品券みたいなものも検討の俎上には上ってくるので、去年、6割弱ぐらいの購入率でしたけれども、本当に長い目で見て、自分の生活を楽にしたいと思うのであれば、お買いになると思いますし、あと、これは本当にちょっと横道に逸れますけど、中札内村では健康ポイント事業みたいなものをしていて、健康ポイント事業では、参加して頑張れば5,000円分の商品券が貰えたりだとか、いろんな面で実は中札内村、自衛するメニューは提供しております。

これがまだ十分、プレミアム商品券にせよ、健康ポイント事業にせよ、活用しきれていないというようなご指摘あるかと思いますが、ただ、これは先ほど宮部議員もご指摘いただいたとおり、この物価のトレンドは、下がるということはないのではないかなというお話されていまして、私も同感です。

正直申し上げますと、10年、20年というスパンで考えると、またさらに上がっていくそんな状況も、実は想像しております。

なので、確かに水道料金もこれ一度下げてしまったら、これまた戻すのって相当に実はハードル高いのではないかなというふうに思います。

恐らく、今水道料金、値下げしていただいているいろんな住民の方々は、今安くなっているという実感どの程度されているのかなというのとは思います。

なので、先ほど電気料金も実は国がかなりの予算を投じて電気料金も抑えていますし、ガソリン等についても実はかなり予算を投じて実は下がっているわけですが、それを我々国民は、どの程度その恩恵を実感しているのかなというふうに考えたときに、これは水道料金であつたり、なかなか見えづらいパーっと薄く予算を投じる事業というのは、思いのほか効果は長続きしない。

非常に短期的な効果しかないというのがこれまでのいろんな事業の流れを見てみると、そういう評価せざるを得ないというふうに考えているところであります。

これは本当に、いろんな方々にそういった助けるということができれば、これは本当にそれは最高だというふうに思うのですけれども、財源に限りがある以上、しかもこのトレンドがさらに悪くなるという状況を考えると、エンドレスな施策となりかねない、そういう第一歩を踏み出す可能性がある。

なので、やはりしっかりと状況を見ながら、まずは事業効果であつたり、困窮度合いを勘案しながら、全村民に向けての施策というのは、もう少ししっかりと考えていく。

ただ、全村民に向けての事業というのは、先ほど申し上げましたとおり、プレミアム商品券だったり、健康ポイント事業だったり、いろんな防衛策はあるわけなので、そういったことをしっかりPRもしていきたいですし、じっくりと考えて対策打っていききたいなというふうに考えてございます。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 水道料金あたりも、基本の援助も一度やっってしまうとなかなか止められないといいましょか、その辺はやっぱり皆さんどこの町村も期限を決めて、何箇月とかっていう期限決めてやられているので、その辺は大丈夫だと思いますし、プレミアム商品券も本当に効果のあるものだと思いますけれども、本当に多くの皆さんが買ってくれば本当にかなりの効果はあると思います。

ただ本当に、若い方あたりがそれ1万円も出して買うかといったらなかなかやっぱりその1万円を出すことがやっぱりつらいのではないのかなという気もするのですよね。

ほかの町村では5,000円とか安い金額にしているところもございますけれども、その辺本当に、なかなか全世帯というか、全人口に対しての支援というのは難しい面があるのですけれども。

これ以上言っても多分噛み合うわないと思いますのでこの辺で止めますけれども、しかしやっぱり、そういった多くの声も村民の中にはあるということでございますので、やはりちょっと耳を傾けていただけないかなと。

一番最初に質問された木村さんの質問の答弁の中にも、やっぱり自分の声が村政に届くと実感してもらうことが、やっぱり投票率の向上にもつながるのではないかなというようにことも言われていましたけれども、やはり村長あたりも結構いろんな場で多くの住民の皆さん方と話す機会も多いと思いますので、結構やっぱり、そういった子育て世帯、また、非課税世帯の方だけでなく、多くの住民の皆さん方、何とかしてくれよと思っている方結構多いと思います。

その辺、もう少し声を聞いていただいて、できれば自分としては、水道の基本料金あたりの免除というのは何とか考えていっていただけないものかなということをお願いを申し上げまして、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（中井康雄君） ご意見としてお伺いしたいと思います。

次に、3番大和田議員、お願いいたします。

○3番（大和田彰子君） それでは、最後の質問をさせていただきます。

質問内容は、災害に強い村を目指すための防災体制についてでございます。

近年、全国各地で大型台風や集中豪雨、地震など、想定を超える大規模な自然災害が多発しており、北海道においても巨大地震が今後30年以内に80%という高い確率で起こると言われています。

本村も災害が起きた際、迅速な対応ができるよう更なる防災対策の強化が必要と考えます。

また、今年3月には地域防災計画が見直され、ホームページに掲載されておりましたが、災害への備えや訓練など村の防災体制について次の質問をさせていただきます。

①令和3年12月に起きた暴風災害では、約1,000戸余りが厳冬の中で、電気が使えなくなり、農業施設も大きく破損したほか、保安林の倒木など経験したことのない災害が発生しましたが、その時の教訓はどのように活かされているのか伺います。

②避難場所についてですが、昨年4月の広報誌に、災害時の第一避難場所は村民体育館になりますと載っていましたが、ホームページにはそのようなことは記載されてなく、ほとん

どの方は自宅から一番近い指定避難場所に避難すると考えています。

住民にもっと明確に伝えるべきではないでしょうか。

また、村民体育館での収容人数はおおよそ何名程度を予測しているのか伺います。

③防災訓練についてですが、9月に行われる総合防災訓練以外にも、小規模な防災訓練を行い、職員は災害時マニュアルどおりに行動できるのか。

また、避難所での支援体制など、村民と一体となって訓練することが大切と考えます。

地域防災力を高めるためにも、第一避難所となっている村民体育館でそういった防災訓練を実施すべきと考えますが見解を伺います。

④防災担当職員についてですが、以前、北海道からの出向で防災担当職員が配置され、防災体制が充実したように思われましたが、現在は兼務での職員体制になっております。

十勝管内でわかる範囲を調べますと、幕別町、芽室町、本別町、音更町は、自衛隊出身者や元消防職員、防災マネージャーなど専属の職員が配置されておりました。

また、広尾や大樹などの沿岸部は管理職を含め数名職員が配置されているようでした。

本村も地域の防災リーダーとして専属の担当者が必要であると考えますが見解を伺います。

○議長（中井康雄君） 答弁お願いいたします。

森田村長、登壇願います。

○村長（森田匡彦君） 災害に強い村を目指すための防災体制についてお答えいたします。

まず、1点目の令和3年12月に起きた暴風災害後の村での取り組みについてですが、ハードとソフトの両面で対策強化を図りました。

ハード面では、災害翌年の令和4年度に、災害による地域の孤立を防ぐため、上札内交流館への暖房器具も利用可能な大型非常用発電機設置と避難所立ち上げセットの配置を行い、万が一の際に地域住民の方々に利用していただくことを想定して、現地確認と運用試験を行っております。

今年度は、地域からの要望もあり、豪雨等で孤立する懸念がある札内川左岸エリアへの対策として、中島農業センターへの発電機設置を予定しております。

また、災害時の現場対応等の安全性を高めるため、役場全職員へのヘルメットの配付を行っております。

ソフト面では、課題を洗い出して対策強化を図るため、全職員から災害対策に関する意見の聞き取りを行い、改善すべき点などを協議いたしました。

主な内容といたしましては、部局間の情報共有の徹底、SNSなども活用した住民への情報発信力強化、メンテナンスを兼ねた防災備品の作動試験や防災物品の再配置の必要性などが挙がり、その結果をフィードバックして実践してきております。

2点目の避難場所についてですが、物資の準備などを円滑に遂行できるため、従前から中札内地区は村民体育館、上札内地区は上札内交流館が第一避難所の位置付けでありましたが、災害発生状況の多様化を踏まえ、村民体育館に限定することなく臨機応変に開設する避難所を判断する必要があると考えております。

議員のご指摘のとおり、避難場所の在り方をしっかり検討し、住民と情報共有をいたしたいと考えております。

なお、村内には対象区域ごとに12カ所の指定避難施設があり、村民体育館は約130名の収容人数を想定しております。

3点目の防災訓練については、9月26日の総合防災訓練のほか、今年度は新たに職員を対象とした災害時の初動訓練を予定しております。

その実施にあたり、多くの防災情報を有する釧路総合振興局危機対策推進課と、現在、打ち合わせし、年内の訓練実施を目指しております。

なお、訓練を実施する施設は現在検討中ですが、施設それぞれの利点、欠点を再確認するためにも、様々な施設で行っていく考えであります。

また、今年度から行政区での防災推進活動に対して村からの助成を設定し、行政区単位での消防職員からの講話や消火訓練などの実施による行政区内での防災力強化を図るとともに、住民の皆さまの防災力向上につなげるべく、今後も情報宅配便制度などの有効活用を呼び掛けてまいります。

最後に、専属の防災担当者の配置についてであります。

村が北海道から派遣を受けた職員に注力してもらったのは、災害対応ノウハウの不足していた役場全体の基本スキル養成と横断的な防災体制の構築という、組織力の向上でありました。

なぜなら、災害は専任的な職員が1人で対応するものではなく、それぞれの部局の持つ経験知や人脈などあらゆる資源を総動員し、有機的に結び付けて臨まなければならないからです。

当該職員には、総務課の一般業務を兼務してもらいながら、3年間で大きな財産を残してもらったと評価しております。

管内では18町村のうち半数の9町村が専任職員を配置している状況ですが、本村においては、道半ばながらも役場がワンチームで災害対応に当たる姿勢が定着してきております。

また、専門的な知見を持つ国や道などの関係機関、電力会社をはじめとする民間企業とのネットワークを強化し、小規模自治体ゆえに不足しがちな専門人材の補完を図っております。

今後も、先進事例などに学びながら職員の資質向上を図りつつ中札内村の防災力を高めてまいります。

○議長（中井康雄君） 再質問をお願いいたします。

3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） 1番目の質問から再質問させていただきます。

その暴風災害ですね、そのときに私も停電ですか、そこが一番、農村部はいろんな災害、ビニールハウスですか、そういうものが破損したり、倒木とか本当に大変な被害でしたが、市街地においても電気が本当に長い間点きませんでした。

大規模停電ですね。

これはもう24時間以上点かなかったという地域もあったと聞いております。

電気に関してですが、各家庭での停電対策はもちろん必要だということがそのときそれぞれの家庭が実感したのではないかと思いますけれども、この答弁書を見ますと、上札内交流館ですね。

そこは大型非常用発電機を設置し、暖房もきちっと出来上がって、去年、令和4年度に私もそこを視察に行きました。

それで、今年度は中島農業センターですか、その発電設置を予定しているということが書かれていましたので、これも良かったなって考えておりますが、このように少しずつ増えてはいるのですが、発電機に関しては、以前も聞いたことがありますけれども、村には何台そういった発電機があるのか。

それらが避難施設にきちんと保管されているのかどうか。

12カ所、避難施設がありますけれども、大きな公共施設も含め、災害時、避難してきたときにすぐ発電機が作動できるような状態なのか。

やはり発電機というのは、冬期間も含めて必要不可欠と考えておりますので、まず、何台村にあるのかをお聞きいたします。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 発電機の台数に関するご質問かと思います。

現在、防災倉庫の方に保管している発電機が10台、それから、各学校に1台ずつ、それから、カセットボンベ式の発電機につきましても2台、防災倉庫の方に保管をしているところでございます。

その他、発電機は基本的に防災倉庫から各施設に移動して使用する形になっていますので、いろいろなケースバイケースで移動できるようにということで集約化をしているところでございます。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） わかりました。

今現在、発電機が10台あるということですね。

交流の杜とか文化創造センターにはありますよね、もちろん。大きい。

そこは防災倉庫から持ち出さないで、実際にその施設にある、すでに発電機が施設にある場所というのは何箇所あるのでしょうか。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） ②番のところとちょっと関係するかもしれませんが、基本的にその発電機を常備しているのは、上札内の交流館。

ここは大型の発電機。

なぜか。

そこに防災倉庫から運んで発電機を持って行って、セッティングする時間がもったいないというか、それ自体が難しいケースがあるから。

だからもう完全にそこで発電機を装備しておいて、スイッチの入れ方等を覚えれば、いつでもそこで発電ができると。

つまり避難所を開くことができると。

第一順位の避難所は、基本的に村の中では村民体育館という扱いにしています。

そこについては、防災倉庫はすぐ横ですから、そこから運び込むというのも簡単にできるということもあって、どこの避難所を避難所として村民に呼び掛けて避難してきてもらうかという選択は、村側が持っている、行政として。

それを周知する。

だから近いところに行ってしまうと、言ってみれば、職員が間に合わないです。

全部の避難所を開くことは、言ってみれば職員がそこまで行くことに時間がかかるし、配備できるかどうかわからない。

なので、今、村としては村民体育館。

ケース的には改善センターを開けたこともありますし、文化創造センターに集まってくださいというふうにしたこともあります。

ですから、その開けたところに必ず発電機を持っていく。

一番良いのは全施設に付いているのが一番良いのはわかっているのです。

ただ、それをできるだけのお金というのはかなり、発電機は大きいので、そこまでできないのだけれども、小型の、今10基あるという防災倉庫にある発電機については、職

員が本庁舎、基本的にはいますので、施設の管理もいるでしょうけど、そこから開けた施設に持って行ってセッティングすると。

上札内の場合はやっぱり防風被害のとき考えたら、あの風の中を職員、出動はかけましたけど、実際持っていくまでにかなり時間がかかったということもありますから、そういう面でいけば、ああいう場所の場合については、まず自動で動くようにしておいた方がいいだろうと。

中島農業センターの場合は、これは大雨のことを考えたら、橋を通行できないというケースがあるわけですから、そういった面で非常用の発電機は常備しておいた方がいいだろうということから、本年度設置の方向に動いたわけでございます。

ですから、全施設にそれを配備しているわけではないということでございます。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） 地域によって発電機の必要性があるということを今、説明していただいたので、その中島機械センターのことも含め、理解できました。

ただ、2番目とも関係あるのですが、以前言っていた第一次避難場所が村民体育館って位置付けてはいましたけれども、いろんな災害発生時の状況の多様化を踏まえて、ここにも書いてあります村民体育館に限定することなく、臨機応変に開設する避難所を判断する必要があるというふうに書いておりましたので、ここを住民と避難所のあり方が今、住民にとって曖昧でありますので、そこを住民と情報共有をしていきますと書いてありますけど、その情報共有の仕方はどんなふうに情報共有していくのか。

そこをお聞きいたします。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 避難所に関する情報共有ということで、お答えをさせていただきたいと思います。

避難所をいかに住民にわかっていただけるとかというのが最も重要なことかと思っておりますので、広報誌をはじめ、そうした住民周知もそうですし、例えば、毎年実施しています総合防災訓練の中で、村の避難所になっている場所をご紹介するだとか、あるいは、行政区の方で自主防災組織を組織したりしていますので、そういった場合の、例えば、区の中で防災訓練をするだとか、そういった場面に、そういう避難所のご紹介もさせていただくだとか、そういったのをやはり、そのときだけでなく、やっぱり常日ごろからそういった情報を載せておくということも必要ですので、ホームページとか、そういうところも当然お知らせするツールになると思いますので、その辺、大切に周知して情報共有を図っていききたいと考えております。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） この2番目のことでは、一番やはり、避難場所の住民にどうやって的確に見える化というのでしょうか、私の避難場所はここだということを住民にどうやって知らせるかというのが本当に大事であって、それで第一次避難場所が情報としてきたのは、令和3年の広報誌でしたね。

1年ぐらい前でしたっけ。

その年1回のみの周知されただけですが、私はそこはしっかり切り取って置いてありますので、第一次避難場所は村民体育館なのだなということがわかりましたけれども、一般住民の方に、避難場所どこなのってちょっといろんな方にも聞いたりしてみたところ、やはり一番近い場所、私は中学校だとか、私は交流の杜、もう様々ですが、一番共通しているのは、自分の自宅から近い場所を避難場所だと思っている方がほとんどいるのですね。

そんな中で、何と云うのですか、自分の避難場所が、私、今自分の避難場所が交流の杜だ
って思うことで安心感出ますよね。

何かあったときに、私のうちは避難場所が交流の杜だとか。例えばですけど。

それを家族で共有して、もし家族が、子どもさんとか学生でも、いないときでも、うちの
親は今避難しているのは交流の杜に避難しているのだから。

そこへ行ったら親がいると。

そういうふうに、そこに避難しているか、行くか行かないは別として、そういった安心
感が本当は大事かなって思います。

情報無線で指示するからわからないのだ、私の避難場所はって。

本当に指示してくれるのだろうかという不安はあるのではないのでしょうか。

なので、やはり臨機応変に開設する避難所を判断すると、行政の方は言って、ここにも
書かれておりますが、やはり近隣の場所を避難場所というふうに、住民は思っ
て安心感を得たいのではないかなというところもあります。

先ほど、副村長が、物資の調達とか、発電機を持っていくのに、自治体の職員が12カ所
ある避難所に分かれてするのはとても大変なのだって。

それも十分わかりますけれども、住民目線で言いますと、避難所がどこにあるかわから
ない。

指示を待って家にいるという不安感というのは、やはり相当なものだということを知っ
ていただきたいと思います。

特に高齢者なんかは、歩くのがやっぱりやっとな人を見ると、一番近い施設になる
というのが一番ベストな方法ではないかと考えますが、その辺はどうお考えになるでし
ょうか。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 指定避難所につきましては、第一次的には、これまで村民体育館
と上札内交流館ということで、村民の皆さんに、避難所は中札内で開くとすれば村民体育
館、上札内地域であれば上札内の交流館という言い方をしてきました。

ですけど、令和3年の12月の防風被害のとき、このときには文化創造センターは開け
ました。

村民体育館ではなかった。

なんか。

村民体育館の前の木がまず倒れていた。

文化創造センターの場合については、電源についても確保ができていた。

職員もいた。

だからすぐ開けることができた。

あれは夕方話でしたから、職員まだ帰宅前の段階でした。

過去に遡ると、何年かはちょっと忘れちゃったけど、3月の大雪、車がそこら中でスタッ
クして、にっちもさっちも行かなかったとき。

あのときについては避難所は改善センターにしました。

なぜか。

あその場合は和室がある。

その当時の役場のすぐ隣である。

前の駐車場、役場の駐車場として開けることができる。

国道からすぐである。

このメリットはあるので、改善センターを開けて、そこに避難所ではないですけど退避することができる施設ですよというお知らせもやったのです。

ということは、そのときに12カ所全部開けるということになると、職員を全部分配するということになる。

その避難所を開けるために。

実際それが可能だったかということになると、現実的にはその12カ所に職員を全て配置し、準備を整えて、避難されて来る方を待つというのは、現実的には恐らく難しかったのだと思います。

そこまで職員、現実的には采配しようと思ったときにはいけませんので。

本部職員を誰もいない状況になってしまうということありましたから。

それが一番現実的なその避難所の運営なのかなって。

これは災害の規模によって自ずと変わってくるので。

村としてはやっぱりそれに合わせた訓練をやらなければならないだろうと。

今回開くのは文化創造センターだと。

そういったときには保健師は誰が行く。

その運営に絡む人間はどこ部署が行く。

その道路はどうなっている。

それはケースバイケースに合わせていかなければならないだろうと。

それに対応することができるかどうかというのが、恐らく役場職員のその避難の訓練のあり方なのだろうと。

文化創造センターで訓練したことはないのだからわからないということにはならない。

ということは、それなりに経験を積む必要がきっとあるのだと。

それは上札内も同じだと思います。

ただ、上札内の場合は、職員が行くにも、常駐している職員がいまないので、指定管理者以外は。

そういう面でいけば、非常用の電源装置、高価なのだけれども、ある程度スイッチを入れれば電源を付けることができる。

これは地域の協力を得られれば、一方、避難所を開けてくださいということで、指定管理者を通じてでも、直接でも、区長さんに頼んで、そのとき電源を入れてもらえば避難所は開設できる。

こういうようなパターンをケースバイケースで、問題はそれをどうやって村民にお知らせするかと。

それは情報無線、もしかしたら車で走る。

公用車使って走る。

スピーカーで、拡声器で訴える。

SNSも活用する。

そこがやっぱりこれからどうやって情報を伝達するかというのがあるのかなと。

これ情報無線は、各世帯必ず、こうこうこういうことがあるので、言ってみれば、それ付けてくださいというふうにお願いしていますから。

言ってみればそういったことを訴えていくのも非常に重要なこと。

そういうやり方をやっぱり住民の皆さんにお知らせする機会を広報とか紙面だけではなく、やっぱり訓練とかそういった場面使ってやっていくことが重要なのではないかなというふうに思うところであります。

○議長（中井康雄君） 3 番大和田議員。

○3 番（大和田彰子君） 副村長の言われたこと、防風災害のときはこの避難所、それぞれ改善センターの避難所というように、必要な災害状況によって変わってくるのだという話を今聞けて良かったかなって思っております。

それをやはり周知する、住民にどうやって周知するかというところですね。

少しでも役場のそういった考えを皆さんに、いざというときにはどんなふうに周知していくのかというの、総合防災訓練ですか、そこででも常日ごろ住民に周知の仕方、周知というか災害あったときのどういうふうな形で言っていくのか。

指示していくのかというのも含め、ぜひ、その辺の防災力を強化していただきたいと思います。

それに含めて、防災マップというのが、令和3年5月に作成されていますが、そこにも第一次避難場所とかは書かれておりませんが、12カ所の避難施設も書いてありますけれども、できたら、また新たな防災マップなどを作成し、そういった12カ所の避難所だけではなく、状況によっては臨機応変、開設する避難場所は変わってきますっていうもう少し具体的なことを書いていただけると、住民は、あの防災マップは結構保存されている方が多いので、そういうふうにして周知していただきたいなと思っております。

3点目のことですが、今年度新たに職員を対象とした防災時の初動訓練を予定していますということで、私は総合防災訓練以外にも、そういった小規模の防災訓練を行って、災害時のマニュアルとおりに行動できるかというのをしていただきたいという質問に対して、このような職員を対象とした初動訓練を予定しているということで書かれておりましたので、この初動訓練を通して、いざというときに職員が適切な行動が取れるような訓練を期待しております。

そして、今年度から行政区での防災推進活動に対して、村からの助成を設定し、行政区単位での消防職員からの講話や消火訓練などの実施による行政区内での防災力強化を図ると書いてありますけれども、ちょっとここの、もっと具体的にお聞きしたいので、その具体的な内容を説明していただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 申し訳ございません。

若干時間来ましたので休憩をしたいと思います。

3時15分まで休憩をしたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時12分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

それでは、答弁からですか。

お願いいたします。

中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 先ほどの行政区での防災活動への支援ということで、行政区に交付しています行政区特別活動交付金という制度がございまして、令和4年度までは、学習実践活動の1コマとして、防災というメニューあったのですが、令和5年度から、行政区内での地域防災力の強化をより強化していただこうという趣旨で、制度を一部見直

しいたしまして、防災推進活動ということで、新しいメニューをつくりました。

具体的には、行政区等で行う、例えば、防災に関する講話を受けたりですとか、防災訓練の実施、あるいは、消防職員による救命講習や消火訓練、煙体験、あるいは、行政区の中で配備しております防災備品の確認や活用方法など、行政区の方を集めてやっていただく事業につきまして、1事業につき1万円で、2事業まで交付をしていくという事業でございます。

現在、こちら、新年度入りまして、3つの行政区からすでにこの防災活動をやってみたいということで実施計画をいただいているところでございます。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） わかりました。

3つの行政区から依頼がされているということですね。

これは今後、そういった周知はどうやってしていくのでしょうか。

ぜひ、何と言うのですかね。

そういう行政区ごと、役場からの消防職員などの講話や訓練をしていくというのを積極的に受けていただきたいという周知はぜひ大事だと思いますけれども、その周知方法というか、3件はもうすでに受けているというのは聞いたのですけれども、知っている行政区もあれば全然知らない、ほとんど知らない行政区、ほとんどかなって思いますので、今後どうやってこの部分は活用していくように考えていらっしゃいますか。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 4月に開催しました行政区長会議の中でも、各区長さんにもお話をさせていただいていますし、広報誌の中でも、制度メニュー、変わっておりますので、その辺の周知については今しているところです。

まだ周知の部分、不十分な点もあろうかと思しますので、例えば、ホームページにメニュー載せるだとか、そういったことでより広く活用いただけるよう、ちょっと工夫してまいりたいと思います。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） そういった活動ってとても大切だと思いますので、そういう活動の中から住民の意見などもいろいろ出されてきて、自主防災組織にもつながるかなって思っておりますので、積極的にそういう呼び掛けをしていただきたいと思いますと思っております。

よろしくお願いします。

最後の4番目ですが、ここは私が一番、専任職員を配置していただきたいという強い思いがある質問なのですが、今現在は兼務の職員体制になっているということですね。

兼務での職員体制でございますが、普段の業務だけでも大変そうだなっていうのを感じております。見受けられますが、さらにその防災体制についても、対策についても時間を掛けてやらなくてはならない。

そんな中でどうしても手薄になっていくのではないかって感じているところです。

小規模のまちだから兼務でいいということにはなりません。

ここに、最後の方に書いてありましたが、専門的な知見を持つ国や道などの関係機関、電力会社をはじめとする民間企業とのネットワークを強化し、小規模自治体ゆえに不足しがちな専門人材の補完を図っているということですが、このネットワークの強化もどんなふうにしているのかとか、あと、どんな補完、これは足りない部分を補っているということなのだと思いますが、兼務であるけれども、そういう専門人材の補完を図っているって書いてありますけれども、もう少し具体的にその部分はお聞かせください。

ネットワークの強化を含め。

電力会社をはじめとした民間企業とのネットワークですか。

ここをもう少し具体的に教えていただきたいと思います。

ここはなぜかという、暴風災害のときも、やはりこのネットワークが不足していて、電力がなかなか来なかったり、道路がいつまでも開通しなかったりと。

やはりほかの関係機関とのそういうネットワーク不足で生じて、なかなか遅くなったという、そういう意見も聞かれておりますので、その部分は本当に改善しなければならないかって思っておりますので、そこも含めてお聞かせください。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 人材を補完するそのネットワーク、現実的に私も気付いたところはあるのですが、いろんなネットワーク、総合応援協定だとか、今話題に出ていた北電あたりも。

電力が回復しなかったのが北電とのネットワーク不足ということは絶対ないです。

それが原因で電気の供給が遅れたということはないです。

あるとすれば、電気の回復にどの程度の時間を要するかだとか、そういう情報を早く手に入れて、それを村民に周知をする。

この流れがうまくちょっと回っていなかったというのは反省点としてあります。

それは、いろんなところで木が倒れたりだとか、そういったところの情報を、村の本部が情報が入ってきたときに、それを住民の皆さんにも公開するっていう。

そういったところの情報の流れもやっぱりなかなかスッといかなかった。

情報は入ってきているのだけでも、ホワイトボードにいっぱい書いてあるのだけれども、それがうまく村民の皆さんに提供ができなかったという実態。

そういうネットワーク、情報を入れる。

それは北電だけではなくて、NTTさんもそうでしょうし、重機関係を扱っているリース会社とも災害協定やっていますけど、どのタイミングでそういうものを発効すれば、打診すればいいのかだとか。

やっぱりそういったことがわかるようになれば、専任の職員が今言ったことを1人で全部やることには当然なりませんので。

やっぱりそういったところの協力を求めて、情報を仕入れて、本部職員の中で分担をしながら、それをどう公開するかというのがマニュアル化されていれば、ある程度はスムーズに公開もできるし情報も仕入れられるのではないかって。

それは専任の職員が1人いたところで、1人では全然それは埒が明かないことなので。

それがその答弁になっています。

だから、できる限りのそのネットワーク、今存在するネットワークをどう活用するかというのが一番重要なのではないかと。

それを使いきれなかったら、やっぱりせっかくあるネットワークを使えていないわけですから、もったいないというか、片手落ちというか、そういう事態に、専任の職員がいたとしてもそうなるのではないかなというふうに思っています。

ネットワークについては、このとき、暴風災害のときであれば、やっぱり北電さんのその開通の見込みだとか、その辺の情報の共有のやり方がちょっとうまく行ってなかったなというのは実感としてちょっと思うところであります。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） そうですね。

暴風災害に関しては、そういったネットワーク強化が、ここに書いてある部分が必要だったのではないかなって、今、副村長の言われたように思いました。

暴風災害に限らず、様々な災害いろいろあります。

兼務であっても、専任であっても難しいと今言われましたけれど、やはり兼務ではできない仕事ってたくさんあると思います。

それで、例えば、他町村のことを言いますと、幕別町では防災マネージャーというのを配置されております。

これは防災や危機管理における専門的な知識や経験を持つ人材を配置されました。

そして、これは内閣府からの防災マネージャー制度というのを利用しまして、交付税措置の対象として経費も削減されるような内容です。

財政面からも、そういった中札内村も厳しいのであれば、そういった制度を活用し、やはり防災リーダー、本村の防災リーダーとして専属の担当者がいることで、もっともっと充実した防災活動ができるのではないかと考えます。

災害に強い村ってということで、村長公約で言うておられますが、村長はそういったこの災害に強い村ということで、これを最優先課題として考えるというような言葉は何度か私は聞いて覚えておりますが、大規模災害は頻繁に起きているこの世の中、防災業務は限りなくあります。

そういった中で、地域の、今防災組織、先ほど何度か言いましたけども、防災組織の設立も進展はしておりません。

去年から一度も進展しておりません。

私も自主防災組織を立ち上げる勉強会をしませんかってちょっと投げ掛けたことも、役場の方にありますけども、それ以上進みませんでした。

そういった意味で、やはり兼務というのは、他の仕事もたくさんあるということで、専任が必要ではないかと。

これだけ災害に強い村をつくるために、専門の方、それが厳しいのであれば、防災マネージャーという経費も削減される制度などを利用し、そういうのをぜひ取り入れてみるという方向にはならないのか。

村長の意見もお伺いいたします。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 今、村長の意見をということだったのですが、その兼務のところの件、地域防災マネージャー、恐らく特別交付税か何かの措置で、ある一定の期限、その能力が、専門的な能力がある職員を、もしかしたらその人は民間企業に勤めている方かもしれない。

そういった人を派遣してもらって、その分のかかる人件費については、国が交付税で見ようというタイプのものだというふうに思います。

ただ、それについても恐らく期限があって、未来永劫その職員が居続けるということはないわけで。

とすると、当然、後継は何とかなければならないということになるわけです。

兼務ということが、変な話、こういう小規模自治体で本当に専任で仕事を行っている職員って、はっきり言っていません。

全てが、関連するのであればほとんど兼務です。

防災ということになれば、当然、その防災で実際動く、動かさなければならぬので、職員ということになりますから。

そのための準備だとか訓練だとかというのは、全部の職員がやることになりますから。言ってみれば兼務で発令されている人たち。

本部職員として。

結果的に、そういうマネージャーさんを入れることで、言ってみれば道から派遣を受けたのも、そういう職員。

そのノウハウをうまく伝えて、全体のものとしてやるというのが村の思惑だった。

そこに宛がわれて道の職員が戻ったときに、そこに必ず誰かがいるとかという。

そのノウハウが欲しかった。

ということなので、当然、そういうマネージャーさんをとというのも、今後全くないかといったら、そういう派遣の人材がいれば、もしかしたら、あるタイミングでは交付税措置使って入れることもあるかもしれない。

だけど、そこに居続けるということでは、基本的にはないかなというふうには思います。

なかなか専任の職員でということになれば、専任の職員は異動せずずっとそこにいるということであればいいですけど、異動の機会は全部失われるということになりますから。

当然、どこかで変わるタイミングでは、もしかしたら全然まだそういったことに関わっていない人間がそこに配備されてということにもなるかもしれない。

そこがなかなか難しいところでありますけど、そういうことがないように、全体のものとして動けるようにするというのが、今のところ本村でのその防災対策の職員の体制なのかなと。

職員としてはすごい大変なのは当たり前なんですけど、防災以外仕事を持っているわけですから。

そのことは十分理解はしていますが、何とかそれをフォローできる体制を整える方が理にかなっているのではないかなというふうには思うところであります。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） なかなかうまく、副村長の言うこともわかりますが、わかりました。

言いたいことはわかりますが、では、ワンチームで災害対応に当たる姿勢が定着しておりますということですが、先ほども言いましたが、その地域の自主防災組織の設立についてはもう、その部分はここにも書かれてはいませんでした、その設立に関してはあまり力が入っていないのでしょうか。

昨年9月に、災害時要支援者という自力で避難することができない方の支援体制。

これは誰かが手助けしなければ避難できない方。

そういった支援体制はどうなっておりますかという部分で質問をしたのですが、そこやはり地域の自主防災組織というのが設立されていない限り、近隣の誰かが、元気のある方が、なかなか歩けない高齢者を助けることができないという実態があります、実際に。

そこは去年9月に私質問したのですが、少しその部分は進んでいるのかどうかもお聞きいたします。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） 今、災害時の避難が必要な方たちのお話がありましたので、私の方から少し、実際にやってきたことをご説明したいと思います。

避難行動要支援者名簿につきましては、今、福祉課の方で把握をしておりますけれども、

風の災害のときも、停電のときも、大雪のときも、福祉課の職員と、また、法人ですとか、ヘルパーさんですとか社協とかと連絡を取りながら、一人ひとりお電話掛けをしたりをして、安否確認等やってきております。

本来であれば、関係機関の方、もっと連携をしあって、今、ご質問がありましたように、地域に自主防災組織があれば、そこと連携してということも、将来的には考えていかなくてはいけないかなというふうに思っていますけれども、現場の段階としては、まず名簿の整理のところと、情報提供の同意の確認の部分。

それから、まずは民生委員さんですとか、社会福祉協議会ですとか、守秘義務をしっかり持っているところと、どう情報共有していくとか、そこら辺のあたりをまず今年度しっかり進めていきたいなというふうには、今思っているところでございます。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 私の方からは、自主防災組織の関係でございます。

昨年度も7行政区に自治防災組織がございまして、昨年度、2行政区お声掛けをさせていただきまして、現在、9行政区で自治防災組織、前年よりは少し、規模拡大となっている状況でございます。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） 今後もそういった周知をもちろん充実させていただきたいと思えます。

区長会議ですか、そういう場でも防災の必要性、自主防災組織の必要性訴えて、そしてこういう組織が大事だという、その要支援者の部分も含め、自主防災組織の設立を促すような体制をお願いします。

また、今、福祉課長さんが言われたように、今、名簿の整理をしている段階。

これも災害はいつ起きるかわかりませんので、そういった高齢者、動けない方々の、そういう方々の充実を早急にさせていただきたいと思えます。

まだまだ防災に関しては、中札内村、まだ足りないところもいろいろあるかなって感じておりますけれども、今、この答弁書を見ますと、中札内村も頑張って、共助の部分ですね。

もちろん自助の部分も、今回は公助、それから共助を中心にしてお話しましたが、自分たちの備えとして、自助はもう本当に大事なことと思っております。

これからも中札内の防災力を高めるように、どうぞよろしくお願いいたします。

これで終わらせていただきます。

○議長（中井康雄君） それでは、以上で一般質問を終わります。

それでは、本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

令和5年6月中札内村議会定例会を閉会いたします。

散会 午後 3時34分